

# 第2回相良村議会3月定例会会議録

令和8年3月12日（木）開会

（第2号）

相 良 村 議 会



## 令和8年第2回相良村議会定例会（第2号）

令和8年3月12日

午前10時00分開会

於 会議場

開議

### 1. 議事日程

日程第1 一般質問

散 会

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 古川 涉 君	6番 坂田 朋美 君
2番 恒松 隆生 君	7番 徳田 正臣 君
3番 嶽本 浩則 君	8番 黒木 正照 君
4番 梅山 弘 君	9番 市岡 智恵 君
5番 川邊 一徳 君	10番 黒木 正照 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名。（10名）

村 長 吉松 啓一 君	企画商工課長 佐竹 淑子 君
教 育 長 中村 和弘 君	税 務 課 長 平川 千春 君
総 務 課 長 川邊 俊二 君	教 育 課 長 出合 宏光 君
保健福祉課長 平田 智博 君	建 設 課 長 大土 手寛 君
会計管理者 岡村 哲臣 君	農林振興課長兼農業委員会事務局長 倉田 雅弘 君

### 5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田 昌臣 君



**日程第1 一般質問**

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。それでは、日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。発言の通告がなされていますので、順番に発言を許可します。5番、川邊一徳君。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) おはようございます。5番、川邊です。それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。1点目、児童生徒の登下校時の見守りについてお尋ねいたします。4月から入学や進学をされ、清々しい気持ちのもと、児童及び生徒が通学されます。4月から、社会人として就職される方もおられます。村内はもとより、交通事故を起こさない、会わないようにする気持ちが大切だと思います。また不審者等の声かけ事案が発生することもあり、対策として見守りカメラなどを設置され、不審者にとっては抑止力になっているのではないかと考えます。そこで児童生徒の登下校時の見守りの状況について、2点目の民生児童委員の方の以外の見守りについても重複しておりますので、併せてお尋ねをいたします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長お答えします。毎朝、中学校の入口付近、南小学校、北小学校周辺で、地域の方や校長先生が、登校してくる児童生徒の見守りをさせていただいております。また、小学校には、登校班がございまして、低学年の児童の保護者が付き添って、登校されているところもございます。PTAでは、週2日程度、交差点で交代で児童生徒の通学を見守りされております。場所につきましては、川郵便局前、相良大橋の交差点、中学校入口、ニュータウンの交差点、そして柳瀬郵便局前で行われております。下校時には、見守り支援事業がございまして、ニュータウン交差点から三石交差点まで地域の方が見守りをさせていただいております。以上でございます。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) やはり、保護者としては子供の登下校時に見守りの方がおられるというのは、本当にありがたいと思います。子供たちも、朝から地域の方へ挨拶をしたり、地域の方と顔を合わせることで、核家族になってきている現代では、子供たちにもいい刺激になっているのではないかと思います。また地域の方も、朝から子供たちと明るい挨拶をすることで、気持ちのいい1日になるのではないかと感じております。次の質問に移ります。今後、ボランティアを募り、見守り活動にご協力をお願いする予定はないかということですが、行政主導ですということというのは難しいところ

があると思います。しかし、地域に少しでも貢献したいという方も、中にはいらっしやいます。また無理なくできる範囲で取り組んでいただけないか、登下校時に合わせて散歩をしていただくなど、ながら見守り活動として負担のならないようお願いできないかと思っております。まずは、きっかけづくりの一步として今回質問したところであります。以上のことでご協力をお願いする予定はないかについてお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長。お答えします。登下校時に、地域の方が交差点に立っていただくだけで、子供たちの見守りなり、安全な通学ができるものと考えられます。今後、学校とも協議しまして、検討してまいります。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) 是非とも、地域の子供たちのためにも、よろしくお尋ねいたします。2点目です。本村の情報通信施設についてお尋ねいたします。令和7年度当初予算にて可決しました相良村情報通信高度化事業の進捗について、計画どおりに進んでいるのか。今回は進捗についてと、今後のスケジュールについてと、加入者の移行の方法について、3点尋ねていますので、まずは進捗が、スムーズにいつているのかお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) おはようございます。企画商工課長お答えします。ご質問の情報通信施設の高度化事業につきましては、令和7年4月に情報通信施設の高度化事業として、民設民営による新たな光ケーブル施設の事業者の公募をプロポーザルで行いました。事業者としてはお知らせしておりますとおり、NTT西日本の方に移行するということが決定しております。このNTT西日本において、現在、光ファイバーなどの敷設の工事を行われておりまして、国の補助金の交付年度の兼ね合いから、まず先行して四浦地区を行われております。四浦地区につきましては、今月末で工事が完了するということが伺っております。また川辺地区、深水地区につきましては、今月から工事の方を着手されておりまして、計画では、来年の2月末までに整備工事が完了するということが、今のところ計画どおり工事は進められておりまして、その都度ですね、民間の光サービスも利用できる状態になるとお伺いしております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい。スケジュール通りに進んでいるということで安心をしま

した。次の、相良村の現在あるブロードバンドサービスの今後のスケジュールについてお尋ねします。これは、この四浦地区については、3月末で工事が終わるということですので、4月から供用開始といたしますか、そういうふうになるのか。また川辺深水地区についても、いつから、移行するので、この村のサービスとしてはなくなるのかについてお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。現在、先ほど説明しました、NTT西日本による工事の方が、四浦は今月末で民間のサービスが利用できるのが、来月には、中旬以降にはサービスが開始できるということで伺っております。また、川辺地区、深水地区においては、来年度末で利用ができるようになるんですけども、そういった工事がすべて終わるのが令和8年度末ですので、そのあとの1年間は移行期間としまして、令和9年度末には村のサービスを終了する予定としております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) 令和9年度末には村内全域で、サービスが利用できなくなる。そのため他のインターネットサービスに加入する必要があるという理解でよろしいですか。それでは、次の3点目のお尋ね質問です。同加入者が相良村情報通信施設整備以降の移行方法についてお尋ねいたします。これはそれぞれの地域で、使えるようになったら、それぞれが新しい自分が希望とするインターネットのサービス業者に加入する必要があるのか、それとも、行政として加入されているのでそのまま移行になるのか、お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。先ほど説明しましたとおり、令和9年の末で、村のサービスが終了するために、引き続きインターネットサービスを利用される方は、新たに民間のサービスに各自加入していただく手続きを行っていただく必要があります。移行先の民間サービスにつきましては、それぞれ家庭です、ね、利用されている携帯電話や固定電話などの関連サービスにより、手続き内容が異なってまいります。民間のインターネット回線の利用までの基本的な流れとしましては、まず初めに、自分に合った光回線の事業者、またプロバイダーを選んでいただき申し込みいただくことが必要となります。申し込みにつきましては、それぞれの通信会社のウェブサイトで行うか、利用されている携帯電話の会社や、あと家電量販店の店舗の窓口で、手続きを行うことができます。次に、宅内に光ファイバーを引き込み、専用の機器を設置するための工事の日程を申し込み先の会社等と調整して、工事の日

程が決まれば、開通の工事に立ち会っていただいて、確認していただく必要がございます。そういった施設とかの整備が整った後に、そのあとにですね、宅内のWi-Fi、またスマホ、タブレット、テレビなどの周辺機器の設定を行って、初めて利用ができるようになるということになっております。まずはですね、自分に合った回線事業者などがなかなかわかりづらいという声もありますので、今後もNTT西日本と連携しまして、個別相談を含む説明会など、また、周知などを随時行っていきたいと考えております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) 今の説明の中でお尋ねなんですけれども、電柱から、自宅の方に、今、村のブロードバンドの線が入ってると思うんですけれども、それを活用せずに、新たに引き直すような形になるということになりますか。お願いします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。議員ご指摘のとおり、村の光ファイバーとまた違いまして、民間の光ファイバーを引き直すものですから、改めて、民間の光ファイバーを宅内に引き込む工事が必要となります。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) このインターネットですけれども、今繋がって当然という世の中で、以前は繋がりにくかった、やっと繋がるようになった。繋がったら繋がったで速度が遅いというふうに、次から次に追い求めていくわけですけれども。やはり、このインターネット、速度が速くないと企業誘致の方も民間もこられない。1つの指標になるので、やっぱりスケジュールどおり計画性を持って、今までどおり進めていただけたらと思います。早くサービスが共有され、光が村内全域で使用できることを期待いたしまして質問を終わります。よろしくをお願いします。

○

○議長(永田博人議員) 次に、古川渉議員。

{「はい、議長。」と、1番議員。}

○1番(古川渉議員) おはようございます。自分の方も、通告書に従って2点ほどお尋ねさせていただきたいと思います。まず1点目ですけれども、農畜産のことについてということで挙げております。相良村の主幹産業での1つ、農林業でございますが、その中で、農畜産に対する補助支援はどんなものがあるのか教えていただければと思います。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) おはようございます。農林振興課長、お答えいたします。

農業、畜産への村からの支援ということでございますが、本村の主な農業、畜産関係の補助金事業の内容をお伝えいたしますと、まず、農業面では、各種運営協議会、集落営農組織等への運営補助金をはじめ、新規就農、農業機械共同利用、茶・果樹苗購入のための支援、農地集積推進のための支援、耕作放棄地解消のための支援など、主な補助金事業がございます。畜産の方では、各種畜産関係の協議会の運営補助金をはじめ、酪農ヘルパーの利用支援、優良家畜保留のための支援、優良繁殖牛改良導入のための支援、予防注射訪問手数料の助成などが主な補助金事業となっております。以上お答えいたします。

○議長(永田博人議員) はい、1番議員。

{「はい、議長。」と、1番議員。}

○1番(古川涉議員) ありがとうございます。その補助支援の告知というのは、どのようになされているのかを教えてください。

○議長(永田博人議員) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。主な補助金の周知方法に関しましては、年度初めの総会や、担い手便、回覧便等が主な周知方法となっておりますが、事業の補助金の事業の内容次第では、対象農家さんに直接通知をしたり、事業内容に応じて、様々な周知方法をとらせていただいております。以上お答えいたします。

○議長(永田博人議員) はい、1番議員。

{「はい。」と、1番議員。}

○1番(古川涉議員) よくわかりました。今後ともですね、今、経済でも、日本経済でも苦しくなっているような状況でございますので、これからもですね、この農家さん等には、手厚い支援の方もよろしく願いいたします。続きまして2点目ですけども、通学路についてです。ニュータウン交差点から三石交差点までの区間で、ガードパイプがない箇所があり、そこを児童が、ちょうど土手となっております、上ったりして大変危険な場所だと思ひまして、村の方でもどうか対策はできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長お答えします。この部分につきましては、現地を確認しまして、裏に回りますと、垂直な崖で危険であることを確認しております。この危険箇所につきましては、学校に連絡し、全校児童に対して近づかないように指導をしていただいたところですが、危険箇所に隣接する部分につきましては、昨年度、熊本県により防護柵を設置していただいた経緯がございますので、今後、通学路安全推進会議の中で、情報を共有して、設置を要望いたします。また、近日中にこの箇所に立ち入りできないよう準備を今進めてるところでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、1番議員。

{「はい。」と、1番議員。}

○1番(古川涉議員) 周知の方、ありがとうございます。また、この箇所です、防犯灯がちょっと少ないかなと思ひまして、歩道関係ですけども、防犯灯の増設の方も、できないんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。通学路に関することですので、教育委員会からお答えいたします。現地を確認しまして、必要であることが認められましたら、防犯灯を設置するよう、関係課と協議したいと考えております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、1番議員。

{「はい。」と、1番議員。}

○1番(古川涉議員) 対策の方も、またよろしくお願ひします。またです、この歩道の方、児童生徒が通る、通学しているときでもです、周りからの草木の穂がせり出してきて、なかなか自転車と児童が離合するのにもちょっとにくいような場所もありますので、そういった箇所もまとめてです、伐採等なりしていただければと思っております。はい。以上で私からの質問を終わります。



○議長(永田博人議員) 次に、7番、徳田正臣議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 通告では、大きく3点お願ひしておるところであります。

まず第1点目が、川辺川ダム問題についてということで、一般質問ではもう何度となく、村長には同じようなことを聞いてきたわけですが、質問の要旨として、内容的には、3つ掲げておりますが、一問一答的にシンプルにいきたいと思っておりますので、趣旨をご理解いただいたら、答弁の方もシンプルにお願いしたいと思っております。1番目です、相良村で行われる巨大国家事業なのに、村長の議会での答弁が2転3転していることのむらづくりのマイナスを感じておられるのかということがあります。先ほど申し上げましたように、これ一般質問ないしは、いろんな議会の場面で村長にお尋ねしてまいりました。結論的にはダムについての賛成か反対かということでもあります。当初、聞きましたときには、県が何というか見極めてから、賛成反対を答えるということを言われましたが、県の答え、当時は蒲島知事であったかと思ひますが、蒲島知事の明確なダムに賛成反対、賛成されましたけど、そういった、県の姿勢が明確になってから、もう村長は答えられておりません。それで次に、また一般質問において、結局どうなんですかということを知いたら、ダムの諸元、簡単に言うと設計、どういったダムができるかが明確にされてないと、取水口の形や数が決まってないから答えられないと。それが決まってから答えるということ言われまし

たけども、その後も答えられておりません。そして、また同じように一般質問等で答えたときには、最後には、ダム建設の法的手続きに村の同意は必要ないからということで答えられて、聞くたびごとに、賛成か反対かを明確にできない。答弁が2転3転変わったわけでありまして。法的手続きにないからってというのが最後の私が聞いたところでは最後の、言ってみれば逃げの答弁だったかと思いますが、法的手続きに村の同意はないっていうのはこれはもう当たり前最初からわかっていることであって、我々は政治家でありますので、政治家として賛成か反対かということを知っていたわけでありまして、こういうことでの、2転3転していることでのむらづくりのマイナスを感じておられるのかという本当に純粋なシンプルな質問であります。村長いかがでしょうか。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。今、7番議員が言われた項目、私も、思い起こせば、そういったことを言ったなということを思っておりますが、一部違うところもありますがそれはそれとして、再三にはなりますが、公式にはですね、報道関係含め県も含めて、公式には新たな流水型ダムについては賛成も反対もないと。ただ、国、県、流域市町村の総意として進められていると認識している。引き続き、国県は村の安心安全を早急に確保するとともに、村の振興を目に見える形で進めて欲しい。そして、最大限環境に配慮し、清流川辺川を子々孫々まで残して欲しいということは正式に言っております。それと賛否を言わないというのは、今のような状態ですが。今のような状態で、村の進行を進めていくと。何ら支障はないと。それと木村知事が、多くの村民が村の未来を一緒につくるのが最大の目的だと。対立や分断を煽ることはしたくないと。したがって、相良村には同意は求めないということをしっかりと、令和6年の4月に言っていただいておりますので、村の進行については支障はないということです。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 質問に対して対応する答弁になっておりませんが、結論的には、マイナスを感じていないということでよろしいわけですね。どうぞ村長。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 私の正式なコメントで、村全体、或いは村民に対して、マイナスはないと。以上です。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 村長の答弁の中で、言葉として非常にガツンと、ある意味じゃ

情けないと思ったのが、人がどういったこういったではなくて、知事がどういったではなくて国がどういったではなくて、相良村長としての答弁を求めているわけであり。そしてまた、対立や分断という言葉も、知事の言葉として出されましたが、対立とか分断とかで考えるのではなくて、これほどの相良村が建設予定地、立地自治体としての位置付けがあるのに、真つ当な真正面からの議論ができないことの、地方自治としての民主政治としてのマイナスを感じないかということであり。議論は大事だと思います。ちゃんとした議論をしなくて、一定の結論、方向性を示せないから、人吉市はじめ人吉球磨、相良はもちろん、この人吉球磨の自治体が、忸怩たる思いで、悶々とした思いで、賛成も反対も言えずに、元気がなくなってる地域になってんですよ。そこでやっぱり一番発信すべきは、相良村長だと私は思っております。それはそれでいいです。マイナスを感じておられないということで。次2点目。ダム建設のための環境整備ないし、地元対策としての国や県の事業が相良村の未来のために資するものといえるか。もちろん、これもう答弁答えわかっておるんですが、議会で確認したいというだけであり。大体、その政治家として一般住民はいいですが、県に190項目の要望を出して県がまたそれに満額回答する。112億円っていう数字だけが呼ばれる、このナンセンスにどうして気づかないのか、政治に携わってる我々も含めて。こんなことやってたら、地方自治が壊れますよ。ダムによってダムを造った国はいいかもしれないけども、相良村という、これ小さな自治体は壊れますよ。それで、箱物や道路とかそんなハード事業をやってもらって、ダム対策として。それで本当に相良村の未来に資するものといえるのか。私はそう資するものと言えないと思うからもちろん聞いてるんですが、村長の明確な答弁をお願いいたします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今、190項目、112億円の話が出ましたが、これはもう当時の蒲島知事がですね、これはダムとは関係ないんだと。相良村が災害に遭って、遅れている部分を振興していくということで、そういう相対的な事業費でそういう金額が出たわけですので。それと別として、今の話を聞きますと、国県に聞いたところダムができ上がるまで10年かかるわけ。その間に、村民が令和2年の災害、ああいうのが2度、何回来るか分かりません。そのために、今の村長が、村民と一緒に議会と一緒にですね、村民の生命財産を守らなければならない。そのためには何をすべきか。例を言いますと、今、永江地区工事しておりますが、ダムができれば今の堤防高で安全ですよっていう国県の報告で、それでは村民が10年間、非常に心配だということで、1メートル5、6、80ぐらい堤防高を上げてくれということで、お願いして、国県が、そうでしたらやるということで。それが今、私が村長として任せられていることに対してですね、やっていかなければならない事業の1つでもあります。いろんな面、避難所避難路もしかり。404棟の家屋が水没してですよ。道路が57ヶ所、水田が約300

ヘクタール。災害復旧は110ヘクタールでしたが、これを乗り越えて村民の方がこられたわけです。またこの10年間の中でも同じようなことをすると、もう、非常に衰退してしまいます。よって、村独自の力ではできませんので、国県の力を借りて、国がすべきことを県がすべきことをお願いして、今、村政を進めております。それに対して議員の皆さんが、協力していただいている状況ですので、この体制でやっていると思っております。以上です。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 190項目、112億円。何十年かけての話かわかんないですけども20年30年かけて、ポンと112億円がくるわけでもないし、その話はもうここではないんですが、蒲島知事が言ったとかどうかでなくて、一番そういうことを言っているのは、村長なんですね。それはともかく、私が聞いているのは、そういった国や県の事業が本当に相良村の未来のために資するものかどうかということを知っているわけですから、村長は資するものと考えているわけですよね。じゃ、答弁お願いします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

{「言葉だけでいいです。結論。」と、7番議員。}

○村長(吉松啓一君) 今、やらなければ事業は、任された村長、或いは議会議員の皆さんと一緒にやるべきことをやると。だから、今、事業を進めていることは村民のためにやっていることですから。ダムが賛成だ反対だ、そういう次元の問題ではありません。今やるべきことをやる。以上です。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) もう一度聞きます。資するものとお考えなのか、お考えならばそうでないのか、もう一度答弁お願いします。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) ダム関係のダムが資するものかどうか、そういうことではなくて、今、私どもが事業している県国がやっている事業は、村民のためになるということです。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 言葉が通じないみたいなんで私が言います。資するものといえるということですね。はい。ではですね3番目。国や県の相良村民の意思を問わない事業の進め方に疑問を持たないのかということでもあります。相良村民の意思を問わないという説明会をしたとかどうかということを知っているわけでもないんですけども

ありません。60 年間経った中で相良村っていうのは本当に、もちろん相良に限らず五木、この人吉球磨全体がダムに翻弄されてるわけでありましたが、今は相良村の話でありますので、この巨大ダムが、流水型であろうが貯留式であろうが、相良村民 4,000 人の頭の上にダムができる。そういった村であります。そういった村の、理解同意を国や県が求めてこないのに、疑問を持たないかです。国や県にも言いたい。はっきり言って。先日、これは国防の問題ですが、熊本市に、健軍に、敵基地反撃能力も有するような、射程距離 1,000 キロのミサイルが配備されたということではありますが、そのことを県知事はご存じじゃなかった。趣旨は同じなんです。熊本県の知事の、同意を求めなくても、そういった情報を国が、熊本県に流さないことの、この今の時代の悲しさ、政治の貧困さっていうのを、同じような趣旨で相良村に感じる。相良村にダムができるのに、相良村長が、前から申し上げてる。外ではダムを造る推進だと言って、肝心の相良村民の前で、ダムは賛成だと言ったり反対だと言ったり、議会の答弁の中での一般質問の中で 3 回もぶれてるのに、同じ場面の中でも村民にダムを造るんだとか、いや要らんとたいっていうようなことを平気で言ってらっしゃる。それをやめればいいんですよ。そして、国や県も相良村長に対して、ダムを造りたいから、我々は国家として、事業主体である国交省として造りたいから、相良の皆さん、どうかダムを造ることご理解くださいよ。もう 60 年経ってる。だから、その同意をする代表者が村長なんですよ。その村長が、議会でも、場所的にも、国に行ったとき、県庁に行ったとき、この相良村においても、言うことが違うから出てる。だから、県や国にもここで聞いてらっしゃいますけども、相良に堂々と正攻法で、村長と。相良村に造るんだから。ダム建設同意してくださいよと。ダム対策としてのいろんなことばっかりいいとこ取りせずに、協力してくださいよと。同意してくださいよと言うべきだと私は思いますし、この場で国や県に私はそれを言ってもらいたいということを要望をいたします。ということでもありますので、この相良村民の意思を問わない事業の進め方に疑問を持たないのか。私は持って欲しいんですよ。だから聞いてんですよ。だから確認的に村長持たないのか。もう答えわかってますけど、どうですか。持つのか持たないのか。

{「何を持つのか、持たないのか全然わからん。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長です。

{「はい、議長。」と、村長。}

{「難しいこと聞いてませんよ。」と、7 番議員。}

○村長(吉松啓一君) 何を持つか持たないか、なんやったですかね。

{「相良村民を意思を問わない。国や。議長いいのかな。」と、7 番議員。}

{「下がりましょうか。」と、村長。}

{「じゃもう 1 回、シンプルにじゃあ言います。」と、7 番議員。}

{「……………」と、村長。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 国や県は、立地自治体である相良村に対して、賛成とか反対とかっていうのを問わないと県知事もはっきり言われております。そういった相良村の同意を得ないような、得なくてもいいっていう形での、これだけの国家事業の進め方に疑問を持たないのかということです。

{「持たないのか。わかりました。はい、議長。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) すみません。巨大国家事業と言われますが、国土交通省が勝手に作るような答弁でしたけども、令和2年の7月豪雨で球磨郡はじめ八代まで災害があったと。その時点で、県が、ダムを含めた緑の流域治水をどうかできないかということで国と協議して始められた事業です。よってですね、自衛隊の例を出されましたが、国と県が進める事業。町村がどうこうという話ではない。ただ、蒲島知事も木村知事もですね、合わせて、私数えましたところ、住民説明会いろんな事業も含めて26回やっております。令和2年から。それから議員さん向けにも26回やっておりますので。

{「質問の趣旨を汲んでいただいて答弁をいただきたいと思います。」と、7番議員。}

ほな、元に返りますが、普天間基地は、国は賛成、県は反対でも進めており、少しずつ、川辺川ダムは県も国も推進です。地域流域。このダムは相良村ばかりじゃなくて流域のために、安全のために、国県がするという趣旨ですので。それで、相良村長とすれば、それはそれとして村民が不利益にならないように、直下であるから。ダムサイトの直下であるから。それはしっかり安全対策はとってくださいよということをやっております

{「だから、疑問を持たないのかっていう。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 7番議員。ちょっと、村長の話聞いてください。

{「……………」と、7番議員。}

○村長(吉松啓一君) それは、7番議員の考えと私の意見、7番議員が答えを言えって言っても、その答えがどうかわかりません。

{「考え方じゃなくて疑問を持たないのかっていうことを聞いてるんですよ。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 村長。失礼しました。7番議員。ちょっと静かにしてください。

{「そら質問に答えてもらえなければ、それは発言しますよ。」と、7番議員。}

○村長(吉松啓一君) 疑問、何の疑問かなと思って……………。

{「じゃあ、もういいです。いいです。いいです。」と、7番議員。}

{「……………」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 手を挙げてから。

{「はい。」と、7番議員。}

7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) この私のですね、川辺川ダム問題についてのこの一般質問の、この質問の趣旨というのは、皆さんご存じのとおり私はこれに対して消極的な判断なんです。俗に言えば反対ということですが。村長はもう賛成推進ということですよ。現実には。言葉悪いですけど、誤解して欲しくないんですけど、今ここで私が言いたいのが、賛成反対の議論でなくって、村長がよく言われてる。未来へ繋がる村づくりとか言われてますが。村長の政治家としての感性、資質っていうのをここで見たかったし、賛成でも反対でも、ある意味ではいいんです。村のリーダーとして、村の進むべき方向を明確に指し示して欲しいということなんです。これ、常々言ってるでしょ。これは本当にね、ダムを造ったが正解か造らないが正解かっていうのはね。これは自然を相手にして私どもが確定的な 100%の答えをここで出すことはできない。100 年後に結果としてわかることかもしれない。けども、県知事がどうだとか国とかじゃなくって、相良村長として相良の代表者として私は思うんです。村長の立場になって。俺はダムを造りたい。ダムを造って、相良はじめ流域の住民の安心安全、生命財産の安心安全を確保すると。この方法で。そして国や県が相良村にこれだけの予算を落としてくれるじゃないか、これで村づくりをやっていこうという明確な、方向性がないんです。それが私は、トップとして足りないところだと思うんです。村長は素晴らしく、土建業者さんとの絶大な協力でもって今までいろんな事業を進められてこられました。それが将来本当に、持続可能な村づくりになってるかの疑問もありますけども、村のトップならば、責任を持って、俺はダム造るんだということを、きちっとした方針を指し示して自信を持っていけばいいんじゃないですか、もう今日言ってくださいよ。ダムを造ると賛成だって。それを聞いたかっただけなんです。よ。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 7 番議員の熱弁を聞いたところ、自分で今おっしゃいましたよ。ダム賛成か反対かなかなかわからない。100 年後はどうなるかわからない

{「わからないという意味が・・・。」と、7 番議員。}

わからないって自分でもおっしゃって・・・。

{「違う違う村長・・・。」と、7 番議員。}

今みんな聞いてますよ。100 年後もわからない。これ良かったか悪かったか。

{「・・・・・・・・。」と、7 番議員。}

{「・・・・・・・・。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 7 番議員。最後まで聞いてください。

○村長(吉松啓一君) そういうことなんです。そういうことを、今、賛成反対って言うべきことじゃ、自分でおっしゃったでしょ。みんな聞かれていますよ。以上、終わります。

{「ちょっと、いいですよ。いいです。はい。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) はっきり言いますが、言ってる言葉の意味をご理解ください。言葉尻だけとらえて、今みたいなこと言われたら、これはもう国語の問題です。はっきり言って。終わります。目指す村づくりについてということで2番目。通告しておりますが、ここでは1番、人への投資としての文化事業等に思い切った予算配分をすべき時代になっているが、相良村はどうかということであります。村長は土木事業者に協力者が格段に多い村長かなと思います、思い切って、それはハード事業が必要なものいっぱいあるんです。それはもう、すばらしい実行力スピード感を持ってやられてこられたのは、高く評価しておりますが、それと同じように思い切った事業をされているが、文化事業についても思いっきりほしいということで。文化事業、ソフト事業っていうのは、ご存じのとおり、ハード事業の本当10分の1の予算を組めば、ものすごい予算規模になってくるわけでありますので、思いがあるかどうかの話であるので、今後はですね、もう令和8年度の新年度予算編成見えますと、質疑のときにも明確な話は出ませんでしたけど、常々言っておりますが、なかなか文化事業とかソフト事業に力が入った予算編成をされておられません、今後、これからでもですね、補正予算等も含めて、そういう時代になってきているが、村長のお考えは、もしかすると、変わられたかなと思って改めてここで聞くわけあります。どうでしょうか。

{「はい。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 文化事業をしないする、そういう問題ではなくてですね、文化事業をできる部分については、進めていかなければならないと思っております。以上です。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 文化事業って、もう、一括りにして言いましたけども、人材育成とかですね、そういったことを含めての要するにハードと対峙する関係でソフトという意味で言ってるわけです。対峙です。対立ではないですから。それはそれでいいです。2番ですね、文化事業の拠点として図書館建設の考えはないかということですが。あえて図書館ということを使ったわけでありまして、別に蔵書数何万冊というような古典的な図書館を想定して言っているわけではありませぬ。都会と地方の大ざっぱな話として格差の話ですが、所得格差ってのは現実あるわけですが、所得格差が生じた原因でもあるし、また所得格差よりももっと重要となってきたのが、情報格差ではないかと思えます。その情報格差を埋めなければ、所得格差も小さくできない。格差を小さくできない。となればですね、すぐ言われるのが、いや、もう情

報はスマホ。デジタル化してるからって言われますが、これはもうデジタルでの情報というのは、これはあまりにも氾濫すぎて何が正しいか正しくないのか、もうこれ自体が今、社会問題になっているわけでありまして。デジタル情報プラスのアナログ情報というか活字メディアでの重要性というものを認識しなければいけない時代になってきている。ですから、デジタルとアナログっていうのをバランスよく取り入れるような、地域としてのシステムが私は必要かなと思うんです。どうしてもそれを村民一人一人の個人の責任においては、それを構築できないわけでありまして、その拠点としての図書館を想定してるわけでありまして。そここのところをですね、今後は、村長中心に、村民との議論も踏まえながら、そういった、少しだけちょっと自分の現職時代に帰りますけども、柳瀬の石倉。これ言い出したら悲しくなるんですけど。柳瀬の石倉は解体売却されましたけど。あそこにですね、カタカナで言ったら、また、よくわかりにくくなるでしょうけど、メディアスクエアというのを造る予定であって、国の補助金、予算もついてたのはご存じだと思いますが、当時の議会が村長のもとで否決して解体されましたので、もう、それはそうとして。そういったもの、私が想定したものを村長にお願いするとしたら余計やられないでしょうけど、やっぱり提案をしていきたいわけでありまして、そういったですね。施設を考えてもらいたい。それはですね、今足りないのは、結局は情報格差っていうのは、民主的な意思形成の場というのがないんですね。おわかりだと思います。民主的な意思形成の場がないし、あと生活を豊かにする趣味の場というのがないんですよ。そういうのを造っていただきたい。ですから、今、企画商工課の方でいろいろ考えておられますが、もうちょっと、村民に目を向けた、村民を対象とした施設を造る必要があるから、それはもう立地も含めて立地が大事ですから。そういうことで私の思いをお話しさせていただきましたけども、そういった文化事業の拠点としての、そういう意味での図書館ですね。括弧書きの図書館の考えはないのか。今のところはないかと思いますが、ぜひ検討していただきたいということでの、私からの政策提言であります。これは本当に地方にとって、重要になってくる、地方の豊かさを確保する拠点としては重要になってくる。そういう意味では、こういうことに、ちょっとお金を使っただけならばと思って村長の思いのほどをですね、語っていただければと思います。お願いします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今、人吉市がある銀行の1階に図書館風に設置するということでしたので、私もちょっと見てみて、利用度、大体図書館っていうのは、利用客は少ないわけですが、見てみて、人吉のカルチャーパレスの図書館は郡市からだいぶ利用されるということですので、利用される場合は、本の内容、質等によって、利用者が違うと思います。それで図書館までいきませんが、図書棚をですね、四浦の今回造る保育園跡のですね、あそこにちょっと置いてみてですね、村民の皆さんのどういうふう

な、それを利用されるかどうかはそこで、少しは判断になるんじゃないかならうかと思っておるところが1つと、もう1つは、今もインターネットでですね、本を購入する時代ですので、自分の好きな本を購入して、それを取り寄せる。今、県立図書館も昔は移動図書って、各町村を2.3ヶ所回っておりましたが、今はこのインターネットといえますか。それで希望冊が取られるということですので。貸し出しできるということ。そういう利用もですね、まだ村民の方、全部がご存じありませんので、それも、啓発をしていかなければならないと思います。本についてはやっぱり好き嫌いがあるもんですから、なかなか寄せても、自分が読みたい本がないということがほとんどです。この県立図書館のこの貸し出しっていうのは大変有効じゃないかならうかと思ってる。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) はい。村長からですね、本当非常にご理解にある言葉をいただきまして、感謝するところであります。それで今後ですね、もう一度お尋ねしますが、こういった図書館建設のお考えを持っていただけないか検討して具体的な検討に入っていただけないかということで、もう一度、答弁をお願いいたします。

{「はい。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) お答えいたします。先ほどお話ししましたとおり、いろんな内容を見てからですね、判断したほうがいいんじゃないかならうか。もう人口の割に図書館を造ったは、利用者は少ないじゃあまり村民のためによくありませんので、やはり、先ほど言いましたとおり、インターネットの時代ですので、そちらから取り入れる方法を充実したほうがいいんじゃないかならうかと思っております。以上です。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 7番議員。

○7番(徳田正臣議員) まあ、ご理解はあったものと考えておりますが、例えばイギリスの民主主義っていうのが、地方自治というか、発展している理由でよく言われるのが、いわゆる、パブなんですね。日本でパブっていったら居酒屋ですけど、もちろんイギリスのスコットランド、イングランドでも飲み物は出ますが、そのパブの役割っていうのは、そこで、民主的な意思形成をする場所としての、場所、一堂に会する。地域の人が集まって、日頃から身近な議論ができる、そういう場としてのパブなんです。日本のかつてはこれ住宅事情でもって縁側で、人が集まって、茶飲みにこんなこといろいろな話ができ議論ができた。今もそういった結いっていうかそれを大事にするような地域、自治体も出てきてるわけですが、どうしても今の最近できてる、家屋の構造というのは閉鎖的で、或いは非常に合理的できてる。だから、縁側がまずない。それはそれでいいんですけど、そういった場所を、やっぱり自治体

が、提供をしていくような時代になってきたかな。人口が少なくなってきたからこそです。それインターネットで本を買うっていうのは、それ、別の話。人と人が集まる場所が必要なんです。ですから、これは名前を別に言って構わないですよ。別にあるところじゃなくて肥後銀行のありますよね。あれよりもまださらに発展させた、例えばあれで努力されてるんでしょうけども。もうちょっと住民が集まって、いろんな議論ができる。その場というのが、高度成長期の中で、近隣関係が田舎、地方は希薄になってきたわけですが、その振り子が元に戻って、煩わしい面が率直言ってありますけども、近隣関係っていうのを大事にしていけないと社会を維持できなくなってきた。ですからインターネットで私も本買ってます。人吉の本屋さんないですから。インターネットで買うしかないですから。それはそれでいいんです。そういう話じゃなくて、場の問題なんです。どうかそういうことでまた再説明をいたしましたけども、どうですか、村長、図書館建設のそういった場ですね、を今後検討していただけないか、もう一度答弁お願いします。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) お答えします。今7番議員が言われたのは、地域全体が集まる場所、集まる場所で図書はなかなか読みにくいじゃなかろうかと思っておりますし、集まる場所は今、地域の集会所、公民分館とかありますので、そこで老人の人といえますか、健康教室とか、そういうところで集まっておられます。昔から共同作業は田んぼの溝さらいとか地域ありましたが、なかなか集落ですということは、薄くなりました。それは仕事も別々だし、よって、人吉球磨全体的にやるような場所、今人吉がカルチャーパレスでしておりますが、ああいうふうな場所でない、やはり隣近所と、いつも毎日顔をつき合わせるの、あんまり本当じゃないっていう人もいますので、そこをどうやってこうやるのかということで、図書館建設は別としてですね、そういう集合の場もいろいろ内容を見て、今度、何べんも言いますが、四浦の保育園の跡に施設造りますので、あそこもどういうふうに皆さんが利用されるのか、ちょっと、内容を確認してですね。やっていきたいと思ってる。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) はい。それについては、結論から言うと、ご理解いただいたと思ってるわけですが。ご理解いただけなかった、私が想定したような、施設の考えがないということでもありますね。はい。なかなか難しい問題であるんです。大規模なところをつくる必要ないです。私も宇城の図書館、天草の図書館、都城、あと有名なものでは武雄の図書館、あと長野県の諏訪の図書館とか行って参りましたが、ものすごいものがあります。あれはやはりある程度の人口規模があるところでの話でありますので、羨ましいですけども、ああいったものは全く想定いたしておりません。できるわけもないし、造っても、使いこなせない。ですから、イギリスのパブの話とか縁側

の話しました。それでご理解いただけるとは思いますが、大きくもなく、小さいほどでもない。そこに対して1つのコミュニティーベース的なものをまわしていくというようなことも方法も考えていけばいいわけです。あまり小規模でもこれは機能を発揮しない。ここでこの議論を突き詰めてやる場面ではないかと思いますが、大きな話として、そういったことが時代の中で、要請されてきてるのではないかなというご理解をしていただければなと思ったところではありますが、そうではないようですので、それは、結構です。また別の場面で言っていきます。それでですね、市町村合併についてということで3番目出しておりますが、これはもう最後でありますので、もうシンプルに、私もいきたいと思っております。高度な自治体経営力が求められる時代の中、合併により行政力を高めなければ、住民のための行政サービスはできなくなってきている。どう思われるかっていうのは、そういう状況でありますので、合併について村長のお考えをお尋ねしたいということでもあります。別に来年とか再来年ということではありません。これはもう人口減少社会の中で、これは厳しい局面にもうすでに立たされてるわけありますので、合併についてのお考えをお願いいたします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「人吉球磨の市町村合併ですね。すいません補足的言いました。」と、7番議員。}

○村長(吉松啓一君) 合併については、7番議員が言われるように、小規模自治体、うちもですが。例をしますと、住民票がコンビニでは取りにくいと。件数が少ないものですから、それについては、もうなかなかしたいけどもしておりません。そういう面は合併した自治体の方が大きい自治体の方がいいと思いますが、人吉球磨の場合、やはり国からの地方交付税で、人吉球磨潤っているわけですけども。全体的にざっと247億円人吉球磨に来ております。8万人人口弱のときにですね。これが人吉球磨全体合併して、人吉球磨しか知りませんが、したときにはですね、同じ8万の都市で、滋賀県の、なんですか。近江八幡市かな。そこが62億円の近江八幡か。失礼しました。近江八幡が62億円ですので、それからすると66億円、人吉球磨にきてもですね、181億円。金全体が国からこないわけで、その分、非常にもう経済的にも人吉球磨は困ると。ただ10年間は処置がありますがこれは今度は人吉と下球磨した場合は、全部で115億円来るんですが、岐阜県の土岐市は38億円ですので、結果的にはもう3分の1しかこないと。この地方交付税が一番問題なんですよね。だから小さい市町村にも地方交付税やりませんよと、自治省が言えば、全部慌てて合併するわけですけども。小さい町村でも、この交付税で成り立っておりますので、合併合併と進めても人吉球磨で、その181億円こなければですね、それに対する職員もあります。いろいろな事業、福祉関係も届かないところがあるということですので、メリットもありますが、この金の面については、デメリットのほうが多いなと思っております。それでも近隣の町村が合併すると、合併任意協議会、或いは合併協議会を作ることになればですね、私もそちらの相良村としても議会にお諮りして、相良村もそれに参加す

るという考えはあります。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 現実的な実務的な話をされましたが、それはですね、今現在の、国、都道府県、市町村という3段階的な行政構造をそのままにした中での市町村合併を前提にしての話であります。ですから私が前々から言っておるのは、市町村だけ、県や国が市町村だけに合併、自分たちの都合でですね、市町村だけで合併しなさいとかしたほうがいいよとかっていう話になると、もうまさに村長が言われたとおりの話になってきますので。これは、3段階的な行政構造の再編、国の役割も含めて、ちょっとだけ何か遠大な話になるようですけども。通貨後見通貨発行権とか国防とかっていうのも国に優遇する形で、国の役割を、一定の2段階的な都道府県。都道府県といえば届け出する力あるかなれば難しいので、ここはもう道州制の話も含めて、それをワンセットにしてこれ考えていかなきゃいけない話ではあります。ですから私が本当に申し上げたいのは、もうこれだけの世の中が変わってきて国際情勢が変わってる中で、やっぱりこれは現実的に、首長さんからしても、自分が座っている椅子をやっぱりなかなか手放したくないってのが現実腹の中にあると思うんですよ。なかなか俺の椅子いらぬよと。相良村民4,000人のために俺の椅子なんかいらぬよって言う村長ではあると思いますが。そういったことも踏まえて、やっぱり議論を、やっぱり地方からも上げていかなければいけないと思ってるんです。今の地方分権というのは、国の貢献的な立場の中での地方分権でありますんで。戦後、日本が高度成長を成し遂げたのが、中央集権的にやってきたから、うまくここまで高度成長をやってきたんですけども、もう急速機能的に疲れ果ててきている。だからどこかで本当は新からの地方分権に移していかなきゃいけなかったんですけども。それができなかった。国はできないんです。ですからもう地方から声を上げて欲しいということの趣旨なんです。本当はこれは。そして、先ほどの交付税の問題も出ましたけど、これはもともと我々のお金を、再分配してもらってるだけの話なんで、そこの使い方も含めて、私は、えらいでかい話するなんて言われるかもしれませんが、実際でかい話ではなくて自分たちの自治体に関わってる話でありますので、それを相良村長として、今後やっぱり1つの議論の俎上に上げていかなければ、これはまとまるのに何十年かかりますんで、遅いのではないか。壁にぶち当たってからでは遅い。遅いときに困るのは、一般住民だからです。いずれにせよ、多少のデメリットがあつたりしても、やっぱ人吉球磨っていうのは一体化して、行政力を高めて機動的な地域経営ができる力を持っていかないと、人吉球磨ってのはご存じのとおり、全国1,700自治体の中で、所得がどの程度にいつてるかということはどういうまでもないことだと思っております。格差が生じております。その格差を埋めるためにはこれはもう本当に首長、1,700自治体の末端にいる首長が立ち上がらなければ、人吉球磨は沈むだけです。地理的には沈みます。

これは、そういうことをですね。今の我々はいいですけど、あと何十年後考えた場合にはこれ本当理屈ではないんですから。誰かがどこかで声を上げていきたいと思います。そういうことで、この一般質問の趣旨をご理解いただければと思っております。すべてがもう生活に直結することです。2040年という問題がありますけども2040年なんてあと10、ちょっとしかない。2060年だってそうですよね。私がある時に生きていられるかどうかわかりませんが、今の時代がいいじゃなくって、10年後20年後子や孫のことを考えてやっぱ私ら動いていかなければいけない。難しいんです。今の足元考えながらも、20年先を考えていかなきゃいけないから。今だけ考えるんだったら誰でもできますけど。10年20年先を真剣に考えていくことはなかなかできない。できないけども、どこかで言い出しっぺがいなければいけない。相良村長にそれ言い出しっぺをやってもらいたいということでもあります。そういうところで、私の一般質問は、そろそろ時間だと思いますので、終わります。以上です。



○議長(永田博人議員) ここで暫時休憩をいたします。再開は、11時25分からよろしくお願いいたします。



休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分



○議長(永田博人議員) 次に、4番梅山弘議員お願いします。

○4番(梅山弘議員) 4番、梅山です。今回の一般質問について、4項目の質問事項を挙げております。まず最初に川辺川ダムについて、ダム建設が進行中であるが、賛否を問うのはいかがなものか。村長にお尋ねします。個人的な様々な思考があると思いますが、国が人吉球磨地域、球磨盆地及び球磨盆地下流の八代市の住民の方々の安心安全な生活を考慮し、いろんな調査の結果に対して答えを出したGOサインに対して、計画作成半ばであれば、そら賛否を表明することができると思うが、すでに発信した川辺川ダム列車に対して、一つの行政が物を申すのはいかがなものか。国は、あらゆる調査を踏まえて、その上で出したダム建設の結論だと思う。反対者の意見を無にすることはできないと思うが、反対する方々の反対する根拠調査データの数字が表面に明らかにされていない。もし、国の調査データに偽りがあり、災害等が発生すれば、国が責任をとるべきである。もし、ダム反対者の意見どおりになって大水害が発生した場合、反対者が責任をとれるのか。反対する立場の反対するデータの根拠は、データの提出はどこにあるのか。ダムがない現在、自然環境が保たれているが、一雨降れば、河川には、前回搬出した同量の土砂が堆積して、また搬出しなければならぬ状態。堆積土砂はほとんどがどこかの谷間を埋め尽くしております。その谷間の生態系はどうなのでしょう。反対を主張される方がそこまで考えられているのか。また、

流域面積の広い泉町から流れ込む土砂防止のために、五木村、宮園の上流の八重というところに、また大きい砂防ダムのものも計画されております。今後我々行政がなすべきは、ダム工事中、完成後の村のゆく姿を考慮すべきときが来たと私は思っております。この時期、今まで賛否を表明しない行政はおかしいとおっしゃられる方もおられますが、我々議会議員は己のだけの意見ではなく、住民の安心安全を考慮すべきのが優先だと私は考えております。また、仮に、進行中の列車が進行を見誤ったとき、進行先の山腹崩壊、橋梁の崩壊があるとすれば、国とともに協議し改善策を講じることが大切だと私は思っております。村長としての立場で、ダム建設の賛否をとるのは、私は愚問だと思う。議会に対して問うのも同様だと思う。一番大切なのは、約10年間の工事中、また、完成後の村の姿がどうあるべきかを真摯に考慮する時期が来たと私は思っております。さっきの7番議員の質問に対しての村長の答弁は、もう、そのとおりだと私は思っております。私の質問に対して答弁を先ほどいただいたと思っておりますが、また村長一言お願いいたします。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、7番議員でも質問して、重複するかもしれませんが、しないかもしれませんが、今、4番議員がお話しされたダムを含めた緑の流域治水ということで、本当に山が荒廃してる場所が多いから、その砂利が河川に流れ込むということはおもうご存じのとおりだと思います。よって、山の管理もしなければならぬし、砂防堰堤等もですね、造っていかなければならぬ。特に県も大変かと思いますが、やはり村民にですね、令和2年7月豪雨みたいな災害が起きないために、先ほど言いましたとおり、今村長として、ここをダムが10年後にできるかどうかはわかりませんが、その計画の中でですね、今やるべきことはやっていくということで考えております。内容は大体一緒だと思いますけども。もう非常にダム問題で、ダムダムダムダムで、毎日毎日それを議論していてもですね、福祉関係もあります、教育関係もありますので、全体的なことを網羅してやっていかなければならないと思っております。以上でございます。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、4番議員。

○4番(梅山弘議員) ありがとうございます。確かに、現在我々がやらなければいけないことは、ダムに関する事だけじゃなくて、いろんな分野のことに対しても、考慮していく時期だと私は思っております。次に、集落支援員についてお尋ねします。令和6年度、地方創生財源ハンドブックには、相良村は令和5年度に1名の集落支援員の方を採用とあるが、現在も継続しているのかどうか。企画商工課長、お願いいたします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。集落支援につきましては、令和5年9月から1名、令和7年5月から1名、計2名を採用し、現在も継続して活動しております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) 4番議員。

○4番(梅山弘議員) では、その方々の活動はどのようなものであったか。また、どのような成果があったか。企画商工課長、お尋ねします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。令和5年度の集落支援員の活動につきましては、四浦地区の交流拠点づくりの基礎調査業務を行っております。内容としましては、四浦地区全体を対象としたアンケート、また、地域へ直接出向き、個別のヒアリングの実施、また、四浦保育所で旧四浦保育所で開催しました、住民の方を対象としたワークショップにも参加しまして、地域の現状と課題、また地域の意向の把握などを行う活動を行っております。併せて、がんばる地域応援補助金、各行政区に上限が20万交付している補助金がございますけれども、その活用についても、地域の合意形成、また、区長さんあたりが手続きされますけれども、申請書の内容の相談、そういったものを受け付けております。なお、成果としまして、四浦地区の新たな交流拠点づくりとしましては、地域の住民の皆さんの意向を反映した基本計画をすでに策定できております。今年度におきましては、その旧四浦保育所の施設を新たな拠点とするために、改修工事の設計業務を発注して、今行って、進めているところです。来年度には改修工事を進めることとしております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) 4番議員。

○4番(梅山弘議員) 結構、2カ年に渡り、いろんなことを実績があるみたいで、高齢化が進む集落ですね。まだまだ、集落支援員を増やしてもらって、よりよい集落活動ができるような対策をとって欲しいと思います。次に、相良村過疎地域持続的発展計画書。手元にあります。これについて、質問いたします。令和8年度から、令和12年にかけて、計画書があるが、その文章の中に、横文字、外来語、使用してある。若い方には理解できるでしょうが、高齢者の方には理解しにくい言葉だと私は思っております。例えば、さがらムーブ、J-クレジット、フレイルとか。なかなか高齢者の方にはですね、理解できない部分があったと思います。例えば、そのページの下段にですね、米印をつけて、詳しくとは言いませんが、具体的にどういうことですよというようなことを、付け加えておくのが、高齢者にとってはありがたいのではないかと私は思っております。そういったことについて、対処することができるか。企画商工課長、お願いいたします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。今回の過疎地域持続的発展計画書につきましては、広く一般の方々向けに公表する計画となっており、表現につきましては、取り組み内容を過不足なく伝えるために、横文字などを使用している箇所がございます。ご指摘のとおり、理解が難しい場合がありますので、今回公表する際に別途注釈を取りまとめたものをですね、添付して公表したいと考えております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) 4番議員。

○4番(梅山弘議員) 別途、説明書みたいな、その、配布するということで助かります。よろしく願いいたします。次に、各項目でですね、最後は取り組む必要があるとか、考えているとか、取り組んでいるとかありますが、もう少し、具体的な表現をすべきではないかと思うんですよ。もう何年もたっても同じような文言でしめられておりますので、もう少し具体的なことを書かれては表現されてはいかがでしょうか。企画商工課長。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。今回の計画につきましては、基本的な方針、また課題への対策については、方向性、考え方を示す表現とさせていただきます。併せて達成すべき目標につきましては、数値や具体的な指標で表しているところです。また具体的な計画の内容につきましては、各施策の事業計画を一覧で整理しており、より詳細な事業の内容についてはですね、別途、細かな取り組みの内容を記載した実施計画書なるものを作成し、保管することとしております。なかなかですね、計画になっておりますので、細かな詳細な部分については、別途実施計画を作ることといたしております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、4番議員。

○4番(梅山弘議員) 別途、適切な資料を配布するという事で、ありがたく思っております。よろしく願いいたします。次に、その後の十島神社整備計画はということで、質問させていただきます。令和7年6月定例議会で質問しました。十島神社の整備計画の進捗率は、お聞きしたいんですけども。現在、見るとですね、まだ、6月以前よりも、神社の屋根がですね、茅葺が、抜かれてて、ボロボロになっております。これからまた、カラスが巣を作る時期になってきます。そうすると、ますます茅葺が抜けていくことだと私は思っております。十島神社の整備計画の進捗状況をお聞きします。教育課長。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長。お答えします。計画策定は順調に進んでいるところでございます。計画は神社が、国庫補助を受けまして、2ヵ年で策定するよう進めており、文化庁の審査を受け、今月、計画書が完成予定でございます。十島菅原神社保存活用計画策定委員会が、神社保存活用の課題として挙げましたのは、茅葺屋根の修理、経済の陥没箇所への修理、池の島の除草などでございます。建物本体につきましては、調査の結果、痛みがなく、当分の間、修理が必要ないと指摘されております。茅葺屋根の修理につきましては、数千万円の費用がかかるものと考えられますので、この計画書に基づきまして、専門家の指導を受け、今後、神社が、国庫補助を受けて、修理されるものと、修理される予定でございます。境内の陥没箇所につきましては、神社の方が修理を実施されまして、村は修理費用の一部を補助いたしました。陥没の原因は、池の水が漏水しておりまして、陥没箇所の下を流れているのが原因でございました。このため、ここを修理した結果、漏水が少なくなり、低下していた池の水位が戻ってきております。また、島の除草につきましても、村が、予算の範囲の中で、部分的な除草を実施いたしました。その後、十島菅原神社の氏子30名以上がボランティアで、すべての島の除草実施されまして、現在、神社境内の景観が見違えるように良くなっております。大変ありがたいことで感謝いたしております。以上。お答えします。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) 4番議員。

○4番(梅山弘議員) 早い時期の十島神社の復興を、心から願っております。よろしくお願いたします。これで私の一般質問を終わります。



○議長(永田博人議員) 次に、2番、恒松隆生議員。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

○2番(恒松隆生議員) 2番、恒松です。よろしくお願いたします。私は2題ほど質問を、提示しております。まず1点で、河川水害対策についてでございますが、まず、この1の1で上川下地区流域掘削についてでございます。現在、各箇所において掘削をされ施工されております。またこの当地区において、ちょうど私の家の近くのところを掘削がもう終わりました。その掘削が行われた景観として、いろいろ地形の変化もちょっと見られておるんですが、以前、私どもの集落の中央部にちょっと大きな、非常に岩がございまして、これ長年にわたり目印となるでかい石です。川漁をされる方等にとってもいろいろ目印となっていて、増水等においても、その川にその石のおかげで流れが変化する、堆積も考えられないようなことが起きております。またその石がですね、3分の1ほどになくなってございます。このような掘削方法も非常によろしい、

していただいたものはいいんですが、またそこに、その掘削されたところにまた水害等がまた発生するとまた埋められます。その要因としましては、掘削したところの私どもの高尾野橋の前後に、まだ上下に大変堆積土がありまして、この堆積土の掘削はどういうふうを考えておられるのか。とも質問しております。また同じように、1の2も一緒なんです、現段階における対応箇所についてと出してありますが、この、いろいろ掘削をされている箇所で、また、これからですね、梅雨前後による大雨が予想されます。そのたびにですね、この、掘削したところに、また、土砂が流れ込んで同じような作業が繰り返されるのではないかと想定しております。またこの他に、この上流、村以外で、私、相良村上流のことでもございますが、現在の建設業従事者の方の声として、かなり大量の土砂を搬出をしておりますが、なかなかこの箇所がいっぱいあって、下流には、今後、まだまだ流れてくるのではないかと話も伺っております。これからいろいろですね、もう今、梅雨が目前ですのもう掘削時期ができないと思っております。冬場だけの掘削期間となりますが、いろいろその箇所はありますので、どのように地域の意見の方の話も伺いながら対応していただけるのかをお尋ねしたいと思います。建設課長よろしく申し上げます。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。まず、ご質問の河川内の堆積土砂の除去なり河道掘削については基本、渇水期に行われております。出水期以外ですね。ご質問の高尾野橋の上下流域の河道掘削につきましては、熊本県による掘削工事を昨年の4月から着手されておまして、本年3月までに完了予定ということになっております。それから河道掘削におきましては、令和8年度以降も本村から、または地区からの要望等を踏まえまして、掘削箇所を決定し、継続的に実施されるというふうに伺っております。また、2番目のご質問で、現時点における対応箇所の状況というところでございますが、本村の熊本県管理区間の主な河川整備につきましては、まず、川辺のですね、黒石地区、それから下鶴地区における遊水機能を有する土地の確保、保全。それと四浦平川、川辺の永江、深水の前田境田地区の河道の整備。それから川辺廻地区の川辺川魅力創造事業。同じく川辺の高尾野橋上下流、廻地区、それから井手山堰上流の河道掘削、それと川辺永江地区の村道永江瀬葉瀬線の兼用護岸となっている箇所の擁壁の工事が主なものとなっております。また、井手山堰下流におきまして、仮設魚道の試験施工も実施しておまして、各事業につきましては、事前に地元説明会を開催し、それぞれ着手をされておるところでございます。今後のスケジュールといたしましては、今年度中に完了するものもございしますが、その他に、次年度以降も用地取得、または遊水地等の利活用に合わせた工事。または要望に合わせた継続的に実施されるべき事業等がございしますが、丁寧な説明と速やかな事業遂行に努めていくということで伺っております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、2番議員。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

○2番(恒松隆生議員) 今の答弁された中で湧水地が数ヶ所、やがて完成しつつあります。その遊水地、非常に防護策としてはいいはですね、かなり機能すると思います。しかし、増水時にその遊水地に流れ込む流木、いろいろ土砂で、それが水位上昇の要因になるとも考えております。また、この水害、令和2年以前に4回ほど水害があったと思っておりますが、それ以外の15年ないし20年前後で、きていると思っております。すると、この、R2以降今、8年、6、7年ですが、これがもう今、ダム本体を工事の目前にしております。ダム本体建設中、或いは、完成後にも、また、大きな水害が、この、期間を考えると来るのではないかと思っております。大変、相手が自然ですので、どういうふうに対策を講じていけばと、なかなか難しい問題でございますが、現在では今この水害に対する事後の対策は、ちゃんとその時その時のレベルで対策されております。しかし、予想がつかないような事案が、発生するかと考えられますので、どのような対策といってもいろいろ難しいんですが、今後ですね、どういうふうな考えがうちの長としての考えとしてはどういうふうな思っておられるかちょっと所見をお願いしたいと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、各箇所については建設課長が言いましたが、県、国は全部とるんじゃないくて、計算して測量して、その場所をとると。だから残っているようで、そこはその高さでやっていくと。ただ高尾野の場合、橋の上にある砂利がすぐ下に来るかということは、またそれは、また、水の中ですからわかりませんが。五家荘五木から直接来るかもしれませんので、しかしながら、今高尾野の橋のところは、県が想定していた区域外でした。しかしながら、村の方で建設課通じてですね、ここもと、発掘をお願いしますということで取っていただきましたので、そういうことがあれば随時やっていきますが、やはり県の方も計画的にとりますので、その点はご了承いただければと。今後いろんな箇所があれば、随時言っていただいて、できる部分についてやっていきたいと思っております。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、2番議員。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

○2番(恒松隆生議員) はい、国県の今掘削の状況は今現在行っているぐらいの深さというか、そういうふうな対応されております。地域住民の方の掘削の考えは、もうちょっと深くできないかという考えが、非常に皆さん、示しておられますので、どうかこの、現在の掘削地面よりさらに深くできればと考えております。水位の上昇を考えると、さらに削ったほうがいいのではないかと私個人としても考えておりますので、今後、対応を強く上の方にはよろしくお伝えいただきたいと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、2番議員。

{「はい。」と、2番議員。}

ここでちょっと暫時休憩をして、1時から再開したいと思います。

{「わかりました。」と、2番議員。}



休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 01 時 00 分



○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。2番恒松隆生議員。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

○2番(恒松隆生議員) それでは項目2を質問したいと思います。生活環境整備生活排水についてですが、農業集落排水施設への普及率その他ですが、生活環境整備を謳っている中で本村においては汚水処理人口普及率が94%と県下トップと告知されております。非常に素晴らしい値ではありますが、ちょっとそれに伴って現在水路がちょっと流れていない状態の箇所がちょっと見受けられております。実はそこに生活排水が流入しとどまっているためにちょっと個人的にちょっと補修工事をしようとしたところ、ちょっとそういうふうな状況で、手をつけられないということで、どういふふうに接続を考えてられるのか聞きたいと思っています。まずは、その生活排水を流す方の様々な理由があると思いますが、非常に排水施設、または合併浄化槽以外の、今後検討しているとか新築を検討しているとかこの数年で空き家になるかもしれない。また経済的に難しいとか、そのいろいろ、諸々な理由がある中でその排水対策をなされてないのかと思われそうですが、ちょっとその他にもいろいろ理由があるのではないかと思いますので、どういふふうな対策をとって環境を大事にさせていただけるのかとお伺いしたいと思います。ここは建設課と保健福祉課、両方にお尋ねしたいと思います。

○議長(永田博人議員) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。建設課といたしましては、現在の農業集落排水施設への接続状況等をちょっとご説明させていただきたいと思っております。農業集落排水施設へ加入されておられる世帯の接続状況といたしましては、令和8年2月末現在で、人口じゃなくて世帯数の率です。中四浦地区で78.3%、下四浦地区で74%、川地区で67%、人口で言うと2,702名となっております。その中で加入はされているが、宅内の接続はされていないという方が981名となっております。また、農集排以外にですね、単独も入りますが、合併浄化槽の利用者は約325名でありまして、未接続の981名の中にも浄化槽であったりいろいろおられますので、合計の人数が相良村の現在の3,897名とは異なりますが、残り約870名ほどが汲み取り式

の利用者ではないかなというふうに考えられます。そこで、生活排水関係の加入については、強制的な部分ではちょっとなかなか言えないもんですから、普及、それから啓発等はできますので、農集排それから災害に強いと言われます合併浄化槽の普及促進についてもですね、建設課としては今後、啓発していきたいなどは考えております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長、お答えします。生活排水対策についてのところの部分なんですけど、生活排水対策につきましては、水質保全及び生活環境の維持向上を目的として、関係機関と連携しながら取り組んでいるところでございます。また、生活排水や汚水に関する苦情等があった場合には、速やかに所管の保健所へ連絡を行い、その後、保健所職員と連携しながら現地確認を行うとともに、必要に応じて対象者への指導や農業集落排水への接続の検討についてもお話をさせていただくなど、対応を行っているところでございます。2番議員ご質問の件につきましては、現地の方確認いたしまして、関係機関とも協議の上、適切な対応について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、恒松議員。

○2番(恒松隆生議員) 保健福祉課長の答弁で保健所との対応とございますが、地域が狭いんで通報者の特定がちょっとわかるかなと思いますけど、対応された場合にですね。大変ご近所さんとの関係、ギクシャクするんじゃないかと考えられますが。対策としては、それが、ちゃんと通った対策ですので、その場合の対応は、そのように考えていただいてももらいたいと思います。またこの生活排水、水が流れている部分については、あまりこういうふうに強くは言われたいんですが、ちょっと今この現状が、たまたま、そういうふうな今出てきている状態ですので、なかなか対応が厳しいんじゃないかと思っております。環境を軽減するための政策ですので地域住民の意見を非常に方がいろいろ混乱されないような対策で綺麗に村を維持していただければと考えております。ちょっと、村長からも一言よろしくお願いします。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) いろいろ近所のことということで、名前も地区も伏せられてるということですが。今ほとんどが、川辺も四浦もありますが、既存の農業用水にですね、従来から流されていたということで、農業用水については地元の利水組合土地改良区さんが管理しておられるんですが、やはり地域で、薄い雨水とかそういう家庭排水を流される場所については、負担金とか協力金をいただいて、或いは溝の掃除もされるということですので、やはり、地域の課題だと思っております。ただ私どもは、今の課長2人説明しましたが、大体場所はそこに限らずありますので、その地域につい

ては、区長さん、班長さんに通知を差し上げて、こういうことがないようにということは行政ではできると思います。ただ地区は地区ですね、掃除をされるときに、そういう話もされて、それと従来から水に流せば終わるといふ、田舎はもう、そうでしたが、水が多かろうと少なかろうとですね、やっぱり、農業用水に流すという認識がまだ甘いような地区がいろんな地区がありますので、それはそれで、こちらの方、広報でも回覧でもですね、そういう周知をしたいと思っております。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、2番議員。

{「はい。」と、2番議員。}

○2番(恒松隆生議員) 答弁の中で、様々な対策が施されると思いますが、この継続的発展計画書でも掲載されているように、水洗化率のやはり、アップと。高額でございますが、合併浄化槽は大変すばらしいものでございますので、自然環境の保全保護に努めていただければと思います。以上で私の質問を終わります。

○

○議長(永田博人議員) 次に、9番市岡智恵議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵議員) 9番、市岡です。今回2件ほどの通告をしておりますので、それに基づきまして質問をさせていただきます。まず1点目。耕作放棄地について、ここ数年、担い手の高齢化、担い手不足によるところの放棄地が見られ、増加傾向にあると思われまふ。現在の耕作放棄地について、村全体でどのくらい占めるのか。また、地区ごとの面積及び前年比増減について、農林振興課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(倉田雅弘君) 農業委員会事務局長、お答えいたします。耕作放棄地に関してですので、農業委員会の所管となりますのでその立場でお答えさせていただきます。現在、村内の耕作放棄地の状況ですが、現時点で調査状況をご報告できるものが、令和6年度実績までの分となっておりますので、前年度の令和5年度との比較で大字ごとにお答えしたいと思います。耕作放棄地に関しましては、まず四浦地区では、令和5年が42筆、令和6年が111筆で69室の増。面積では、2ヘクタールから3.3ヘクタールで約1.3ヘクタールの増。川辺地区では50筆から42筆で8筆の減。面積は4.8ヘクタールから4.4ヘクタールで約0.4ヘクタールの減。深水地区は、令和5年、令和6年ともに61筆で増減なし。面積は2.9ヘクタール。柳瀬地区も32筆で増減はございません。面積は3.8ヘクタールとなっております。この年度の比較に関しまして、偶然にも諸条件が重なりまして、川辺地区では0.4ヘクタールの解消がされておりますが、本村の耕作放棄地に関しましては、年々増加傾向にありまして、特に、四浦地区に関しましてですね、急激な増加傾向にあると言えます。以上お答えいたします。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 兼務ということで、農林振興課長ということでしてはありますが、申し訳ありませんでした。耕作放棄地は年々増加し、四浦地区においては、急速な増加傾向があるということで、農業委員会の事務局長の方から、答弁いただきましたが、耕作放棄地の増加と同じく、農家の高齢化や、高齢者不足により、農業を続けるという方、辞められている方等農家の状況も様々であります。現在の本村における農家の現状について、農業委員会事務局長よろしく願いいたします。

○議長(永田博人議員) 農業委員会事務局長。

{「はい。」と、農業委員会事務局長。}

○農業委員会事務局長(倉田雅弘君) 農業委員会事務局長、お答えいたします。現在、本村のみならず、全国的にも地方の農家を取り巻く状況は、担い手の高齢化と後継者不足が大きな課題となっております。農業従事者の平均年齢は高く、離農が進む一方で、新たな担い手の確保が十分に進んでいない現状にあります。その結果、農地の維持管理が困難となり、耕作放棄地が増加しているという状況になっております。また、農産物価格の低迷や、資材価格の高騰などにより、農業経営の収益性が厳しいことを具体的に申しますと、四浦地区など面積が狭く、生産性が低い農地に関しましては特に、農地利用が進まない要因もその1つと考えているところでございます。以上お答えいたします。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 農業委員会事務局長の方から答弁をいただきましたが、やはり担い手の高齢化、また高齢者不足が課題の1つではないでしょうか。高原地区においては、県の集積重点区域に指定を受けられ、耕作放棄地の解消が進んでいると聞いております。その他の地区においては、解消よりも増加が見受けられるようです。環境的にも、また獣害の繁殖地にもなっています。今後の増加傾向にある地区について、村全体として耕作放棄地の解消、取り組みについて、農業委員会局長にお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、農業委員会事務局長。

{「はい。」と、農業委員会事務局長。}

○農業委員会事務局長(倉田雅弘君) 農業委員会事務局長、お答えいたします。国においても耕作放棄地の解消につきましては、農地の集積や担い手への農地の集約、または地域計画の策定などにより、農地の有効活用と持続可能な農業の整備を進めているところでございます。本村としましても、農地の適正な管理と有効活用を図る観点から、農業委員会による農地パトロールを始め、農地の利用状況調査を実施しまして、耕作が行われていない農地の把握を努めるとともに、所有者への意向調査確認を行い、担い手農家や認定農業者への農地の集積、集約化を進めております。また、農地中間

管理機構を活用しまして、農地の貸借を促進し、耕作放棄地の発生防止と解消に努めております。ご質問の中にもありましたが、このことが有害鳥獣の対策にも繋がってくるものと考えているところでございます。今後も、現在計画してある農地の基盤整備を促進し、推進しまして地域内外からの担い手の確保や農地利用の促進を図り、関係機関とも連携をしまして、耕作放棄地の未然防止、解消と併せて、鳥獣害対策も進めてまいりたいと考えているところでございます。以上、お答えいたします。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。耕作放棄地の解消と取り組みについて、農業委員会事務局の方から答弁をいただきましたが、村長の考えをお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 耕作放棄地にはですね、2つ種類があると思うんですよね。どうしても作れない場所。日本の場合は水田が主ですので、江戸時代からずっと昭和の戦後まで、山の中まで水田を作られたと。今はその水田がもう全部原野になっているところがあります。しかしながら、地目は水田です。よって、今、局長が言いました、耕作放棄地の面積からするとですね、何倍も地目上はあります。その地域についてはもう全然、水田にも畑にもならないところはですね、農業委員会の職権で農地から変えていいようになっておりますので、農業委員会は、今後そういうところはそういうところで処理して、また、みんなが作るの、その間に放棄されている部分については、他の人がすると。高原の場合は基盤整備もありますので、それと畑地です。畑地の場合はやりやすいわけですね。水田の場合は、四浦地区を例に課長が出しましたが、四浦地区に限らずですね、水田を1人でしていても、そこまで持ってくる水路、全部自分で清掃しなければなりませんので、もうそんなに長くは続きません。その人ができなくなれば、もうそこは全部できなくなりますので、なかなか水田の耕作放棄地っていうのは元に戻すというのは難しいものがあります。よって、そうならないように、早め早めの基盤整備をする。四浦地区の場合は初神と大谷、晴山、平川が基盤整備してありますので、その部分については、かろうじて耕作放棄地が少ないと。それ以外については多いということですので、今大型機械で作業しにくいところはみんなしないということになります。よって、それは四浦地区に限らず、川地区もございまして、やっぱり、自分はできるんだと言いながら急にやめたという人が今まで大分出てきますので、その人を、後をできるような、それが担い手となりますが、その育成についても、大型機械を買う場合は、200万まで補助するとかそういうのが、その事業でございまして。よって今スマート農業でドローン協議会あたりも若い人がおられますので、そういう方に担ってもらおうと。担ってもらう場合は、基盤がしっかりしてないと受けない。やはり今度、柳瀬地区、水田、井沢、新並木しますが50ア-

ル1ヘクタールと、こういうふうに基盤をしっかりとしないと、耕作放棄地は増えていくもんですから、それを含めてやっていくと。ですから、耕作放棄地でもう回復できないのはもう、農地転用といいますか。原野とか山に全体的にその地域をですね、していかなければならない。それも農業委員会のところで、職権のできるわけですから、それも含めてやっていって、登記上は水田から、水田であって山になってるところとありますので、登記上は山とか原野とかに変えていってもらって。違うところについては、担い手が使いやすいような区画とか、そういうふうにやっていくということが、今後、耕作放棄地があまり増えなくなるための方策だと思っておりますのでそれに向かって今、農林課も含めて作業をやっているところです。以上です。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 村長から答弁をいただきましたが、農家の高齢化や、後継者不足により、今後、耕作放棄地が増加する傾向であります。耕作放棄地により、周辺の有害獣被害や病害虫発生、景観悪化、防災機能の停滞等問題を引き起こしている状況でもあります。早急な解消と取り組みを進めていただきますようお願いいたしまして、2点目に入らせていただきます。村内学校の再編及び義務教育学校について、村内の小学校2校と中学校については、将来的な児童生徒数の減少等により、令和9年3月に閉校し、令和9年4月から義務教育学校として施設分離型で開校する予定となっております。義務教育学校では、校長やカリキュラムも1つで運営されるため、小中連携の強さが特徴でもあり、制度上は、前期6年と後期3年に分かれておりますが、実際に、学年段階を何年生にするかは、自治体などの設置者が決めることができます。相良村における施設分離型の義務教育学校の特徴といたしまして、教育課長、教育長にお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、教育長。

○教育長(中村和弘君) 教育長、お答えいたします。まず特徴を申し上げます前に、議員十分ご存じなんですけども、義務教育学校について若干触れさせていただいて、そのあと、メリットといいますか、特徴をご説明させていただきます。義務教育学校とは学校教育制度の多様化と、弾力化を推進するために、小学校から中学校までの、義務教育を一貫として行うことを趣旨として、2016年から制度化された新たな学校種でございます。1つの教職員で、1人の校長のもと、副校長、教頭が配置されます。そして、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成し教育活動を行います。心身の発達に応じて、義務教育として行われる教育を、基礎的なものから、一貫して施すことを目的としている学校でございます。それでは義務教育学校の特徴といいますか。メリットを大きく3点。ご説明申し上げたいと思います。1点目は、小学校から中学校へと学習環境の変化に、スムーズに対応ができますので、不登校等の問題が解消するという効果が期待できるということでござ

います。2点目は、1年生から9年生までの児童生徒が学校行事等などを通じて、違った学年と交流を行うことにより、思いやりの心とか憧れの気持ちとかですね、そのような気持ちが醸成されまして、また社会性の育成等の効果も期待されるところでございます。3点目が、9年間継続して児童生徒に対する指導が行われますので、一人一人の児童生徒の個性に応じた、きめ細やかな丁寧な指導ができるということでございます。本村では、施設分離型で、スタートいたしますが、施設分離型では、現在の校舎で学習いたします。ですから、学年区分は、義務教育学校前期課程6年と、義務教育学校後期課程3年とし、学習内容については、他の学校と同じように、同じ教科書を使いまして、同じ内容を学習するというところでございます。特別に違った学習をするということはありません。以上です。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 教育長の方から特徴について説明をしていただきましたが、昨年12月22日において、保護者説明会が開催されております。教育長より、村内学校の再編に至るまでの経緯。義務教育学校のメリット、デメリットや相良村総合教育会議で決定されたスケジュール等の説明がなされております。保護者説明会において、保護者方の意見等はどのようなものだったのか、教育長よろしいでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 教育長。

○教育長(中村和弘君) 教育長、お答えいたします。まず保護者説明会を行った経緯とございますか。どの段階を追ってやったかということをご説明申し上げます。まず保護者説明会については、村内の小学校の保護者。そして、村内中学校の保護者。さらには、村内保育園の保護者の皆様に学校、保育園を通じて、令和7年12月12日付でご案内を差し上げております。また、村内告知放送でも周知をいたしております。そして、令和7年12月22日、午後7時から、総合体育館で保護者説明会を開催いたしました。私の方から、相良村内学校の再編について、義務教育学校の開校について、約1時間ほど私の方からご説明をさせていただきました。保育園や小中学校の保護者35人の出席がございました。私の説明内容でございますが、もうご存じのとおり、プラス将来における相良村の人口とかですね。園児や児童生徒の推移についても触れさせていただいております。最終的には令和9年3月に閉校し、令和9年4月から、義務教育学校として施設分離型で開校するということを説明いたしました。お尋ねの保護者説明会での保護者のご意見ですけれども、反対意見はございませんでした。それで保護者の皆様にもご理解いただいているというふうに承知しているところでございます。また保護者だけではなくてですね、他の方々の村内の皆様方にも逐次説明をしております。例えば昨年、開催されました地区別懇談会ございましたけれども、18行政区すべてにおいて、今後の方向性についてお話をさせていただきました。また、広

報等を通じて、相良村学校適正規模等検討委員会での検討内容。さらには、新年号で私の挨拶のところのページもございましたので、その中でもご説明をさせていただいております。さらには、義務教育学校開校準備委員会での協議内容についても、詳しく説明をさせていただいてるところでございます。以上です。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 教育長の方から詳しく説明をしていただきましたけれども。保護者の方もいろいろ心配であると思います。今回、施設分離型での開校となっておりますが、同一の校舎内において、小学校と中学校の運営を行うことで、1年生から9年生の9学年の1つの学校で過ごす小学校低学年の児童にとっては、遙か先の存在である中学生が勉強したり部活動をしたりする様子を身近に見ながら学校生活するのは、いい刺激になるし、逆に中学生相当の生徒にとっては、低学年の児童を間近に接することで、年長者としての意識が自然と高まると思っております。先ほど教育長より、義務教育学校のメリットについても答弁がありました。施設分離型の義務教育学校では、校舎が一体となっている施設一体型とは少しかけ離れているような感じではありますが、今回、施設分離型の義務教育学校の開校ということですので、開校に向けての取り組みについて、教育長よろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長(永田博人議員) 教育長。

○教育長(中村和弘君) 教育長、答弁させていただきます。これ非常に開校に向けての準備等でございますので、少し詳しくちょっと長くなりますけれども、ご答弁させていただきます。令和7年、昨年9月に議会の方です。相良村学校適正規模等検討委員会の設置が承認されまして、その検討の結果、その検討委員会の方から提言をいただきました。そのあと、提言に基づいて、総合教育会議、そして理事の皆様方を対象にした全員協議会、先ほどご説明申し上げました保護者説明会。さらには、村民への周知等を経て、令和9年4月に相良村立義務教育学校を開校することに決定しております。現在は、令和7年12月議会において、相良村立義務教育学校開校準備委員会の設置が承認いただきましたので、その委員会で、開校に向けて協議いただいているところでございます。開校準備委員会の中で、開校に向けての部会として、総務部会、南小学校閉校部会、北小学校閉校部会、中学校閉校部会、教育部会、PTA部会の6つの部会を組織いたしました。開校に向けて、これらの部会を中心に据えまして、それぞれの取り組み状況を開校準備委員会として、共有しながら開校準備を進めてまいります。また今後、議員の皆様にも義務教育学校設置条例の制定、学校関係条例の改正、閉校及び開校関係に伴う予算の審議など、大変お世話になると思います。併せて、教育委員会でも、総合教育会議の開催はもちろんでございますが、閉校する学校の閉校届、開校する学校の開校届等、そしてそれらと並行して、開校準備委員会及び関係各課と連携しながら、校舎等に関わる重要案件も検討していかなければならないとこ

ろでございます。開校までの限られた1年間で、議員の皆様、村民の皆様の格段のご支援とご協力をいただきながら、令和9年4月に施設分離型の相良村立義務教育学校として、順調なスタートができるように取り組んでまいります。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 教育長の方から詳しく説明していただきましたが、保護者の不安を少しでも解消しながら、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、新しい義務教育学校に向けて進んでいただきたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。



○議長(永田博人議員) 次に6番。坂田朋美議員。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○6番(坂田朋美議員) こんにちは。6番坂田です。私の方から3点、お伺いをさせていただきます。まず1点目ですけど、住民の移動手段の確保策についてということで、送迎車の活用ができないかということで、お尋ねをしたいと思います。朝夕なんですけども、福祉施設や病院の送迎車を見かけることがよくあります。この送迎車両の空き時間を利用して、活用できないものかと常々考えておりましたら、折しも、熊本県でも、現状ですと、福祉車両は病院福祉施設のみ、スクールバスなら学校のみを運営を行っております。少子高齢化などによって、地域の公共交通の必要性が高まっており、これらを本業以外の他の用途に活用して、住民の足を確保する仕組みを作ろうと県庁内に関係部署の職員による専門チームを発足させた模様でございます。車両台数や運転手の数などの実態を把握し、地域のニーズに合った移動手段を市町村とも連携しながら探るようでございます。現状としまして、当村におきましては1つ目で路線バス、2つ目に乗り合いタクシーがございますが、目的地や乗り継ぎ面でも利用しづらいとの声も聞かれております。県内ですと15市町村で高齢者や子供が半から運賃で利用できるコミュニティバスを民間業者に委託して運行する他、34市町村が乗り合いタクシー方式で地域の足を維持しております。ただ、運転手不足や採算割れなどにより、事業の継続が難しい状況もあります。このため、主に朝夕の利用者の送迎に使われる病院や福祉施設、ホテル、旅館の車両に注目をして、あくまでも空き時間にコミュニティ交通として運行が可能かどうかを調べておるようでございます。課題としましては、運賃を取る営業運転には、運転手は第二種運転免許証の保持が法律で義務づけられております。ただ、特定の講習を受講すれば、第一種免許でも運行できる特例措置もあり、法律改正の必要性などを見ながら検討を進めているようでございます。県内におきましては、すでに芦北町で登下校時はスクールバス、日中はコミュニティ交通として運行している先例もございます。当村においても、他の用途に活用できるようにすべきかと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。企業等の活用については先ほど議員の方もおっしゃられたとおり、国の方ですね、示されている地域の公共施設、e デザイン連携協働指針というものが、令和6年6月28日に国のほうから示されておりまして、そこに基づいて、地域の輸送資源としての企業を含めた各施設の、送迎車両の活用及び送迎業務の円滑な運送事業者への委託を推進されているという文言がございます。介護、福祉、医療、宿泊、教育などの各施設の送迎車両の定員に空きがある場合に、施設利用者と地域住民が混乗する取り組みや、あとは車両ですね、その企業が所有している車両とドライバーの空き時間を活用して、地域住民を送迎する取り組みなど、施設利用者の利用に支障がない範囲で、送迎車両はドライバーを活用して、地域住民を輸送する取り組みの事例もおっしゃられるとおりにございます。施設送迎の主体となる事業者においての道路運送法上の許可、また登録区分がございますので、それに応じて、先ほどおっしゃられたとおり、地域住民が利用する場合の利用負担の取り扱い、また混乗また空き時間ですね、の活用につきましては、施設の本来の目的を阻害しないような調整がですね、必要となってきます。その他に、道路運送法に基づく各種取り扱いに十分注意して行う必要がありますので、村としても来年度、コミュニティバスの導入を今考えておりまして、実証実験を行っていくという予算もですね、上げさせていただいております。その中で、関係者とですね、十分にちょっと協議を行って、導入の検討、否かも含めて、検討していきたいと考えております。以上、お答えします。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、6番議員。

○6番(坂田朋美議員) 熊本県の方でも、一応今年度なんですけど、当初予算案に移行した事業に乗り出す市町村向けの交付金として2億4,000万ほど計上されてるようございます。国土交通省も交通空白の解消に向けた取り組みを昨年まとめ、検討を始めております。木村知事も買い物など、市町村を跨いで移動するニーズもある。地域の要望や、実情に合った具体策などを国とも共有し、熊本県が先例となれるように努めていきたいと話されております。ぜひですね、熊本県、或いは近隣市町村との連携を密にされて、移動手段の確保に努めていただき、また一応ご高齢者の免許返納希望者の返納時の安心安全のためにも、スムーズな返納に繋がるようにしていただきたいと思っております。ところでなんですけど、免許返納時に、路線バス利用等の優待制度とか、今あるものでしょうか、それをすいません、関連ですけど、最後にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。現在、村独自ではござい

ませんけれども、それぞれの民間の、例えば、路線バスの事業者あたりでは、補助事業、支援事業を行われている状況です。以上お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、6番議員。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○6番(坂田朋美議員) ありがとうございます。次にですね、2点目に入らせていただきます。人口減少社会における地域の課題解決策についてということで、農村型地域運営組織、農村RMOの検討はできないものかということでお尋ねいたします。中産間地域では、高齢化、人口減少の進行により、農業生産活動にのみならず、地域資源、農地であるとか水路等の保全や、生活、買い物であるとか、子育てなどの集落維持に必要な機能が以前より弱まってきていると感じております。農家、非農家が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組むことで、最も大事な地域コミュニティの機能を維持強化することが必要になることから、集落機能を補完する農林水産省が提唱しております地域運営組織RMOが、最も適した組織ではないかと考えます。地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた、地域経営方針に基づきまして、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織となります。当村では、がんばる地域づくりをより大きくした活動組織といえるのではないのでしょうか。昨年の地区別懇談会の席上で、住民の方から話の中からはですけども、農家さん以外の方で、草刈、或いは農業水路等の保全活動をされていると伺いました。農家さんの減少もあり、維持活動にも支障をきたしているようでございます。地域住民さんのお困りごとを地域の方々に、地域内で対応できなければ、地域外の方の協力もえながら、集落機能の維持に努めていただけたらと思います。お困りごととしてまず挙げられるのが、1つ目として、通院、買い物等に、外出時、或いは免許返納時の移動手段の確保が挙げられます。2つ目としてがんばる地域応援事業では、実際に作業できる住民の方々が集まらず、共同作業ができないことなどが挙げられます。熊本県の方でも、農村RMOを立ち上げマニュアルを作成しておられます。1つ目に一応、概念。2つ目に一応進め方のステップ。3つ目が運営時の大切なポイント。4つ目が、立ち上げ時のご苦労のお話と、5番目に事業集などがアップされております。近隣市町村におきましては、一応山江村が現在活動中でございます。観光交流促進協議会から、地域住民による村づくり組織未来塾100人委員会を立ち上げて、農村RMO山江村未来づくり協議会を発足させました。地域が一体となって農業生産から、資源管理、生活扶助まで幅広く取り組み、地域コミュニティを守ることが目的となっております。具体的にはですけども、まず1番目として区長会、農業委員、農事組合法人、若手農業者による農用地の保全事業。2つ目としまして、農業組合法人による農業生産から直売所加工所の開設、観光協会による観光、交流による地域資源の活用事業。3番目、声かけ、見守り、サロンへの加入呼びかけ、高齢者への弁当配達、或いは買い物支援。

移動交通支援を行う一般社団法人、或いはNPO法人による生活支援事業、生活基盤の維持、人口流出防止、定住移住が促進に繋がると思います。相良村の将来ビジョンの策定から取り組まれたかと思いますが、現状についてお伺いいたします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。農村RMOにつきましては、現時点では、相良村では検討しておりませんが、おっしゃられたとおり、RMOにつきましては、隣の山江村さんで実施されておりまして、村としても情報をちょっといろいろキャッチをしているところです。山江村さんの方では、今、石倉の活用拠点ということで、これの軸となる基礎調査を含めて、この組織が活動していると伺っております。交付金がですね、ございまして、農村農業振興交付金の中の地域運営組織形成推進事業。これを活用して、組織を立ち上げられていると。実際、事務局はまだ、役場の中の担当の職員が持ってらっしゃるということで、今回のRMOにつきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、地域の暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心になって行う。それはやっぱり、持続可能な組織づくり、またいろんな運営をするにあたって、行政主導ではないということがポイントかなと思っております。山江村のですね、情報もいろいろうちの方も調べながらですね、まずは、この地域運営組織がどういうものなのかというのをやっぱり地域の方々に知ってもらふ必要があると思っておりますので、村としてできることとしましては、まず、区長会などで、この地域運営組織の制度や、また支援事業、そういったものを説明したいと考えております。その中で、組織の方がですね、組織がどうしても必要だという課題感とかが出てきた場合に、地域できちんと話し合いが進められて、地域が共通認識、地域に関わる人も含めてなんですけれども、そういった方々で共通認識を持っていただいて、活動の内容が具体化した時点ですね、村としても、その施設、組織の設立の段階に応じて、必要な支援を検討していくべきではないかと考えております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、6番議員。

○6番(坂田朋美議員) 先日なんですけども、山江村長の講演を聞く機会がございました。復興に向けて、新しい取り組みが必要と。交流人口を増やすための村長の思いを話されておられました。石倉を利用した国の駅構想では、入場者の購買力を高める工夫をされて、また地元にお金の落ちる仕組みをいろいろと考えておられ、ハード面、ソフト面からしても、よい構想だと思えました。引き続きましてすいません3点目に入らせていただきます。観光資源としての、仰烏帽子山の登山道等の整備について、豪雨災害等の登山道の整備による観光客の誘致ができないかについてお尋ねをいたします。現在なんですけど、県道、相良五木線が豪雨災害後、一部区間で通行止めが

続いております。椎葉集落から先の区間、五木村側ですと、元井谷ルートも五木小川に架かる橋を渡りまして、坂を上ってすぐのところ、通行止めが続いております。現時点で一応、県道の全線開通の目途が立ってるのであれば、後から教えてください。私も8年ほど前、椎葉ルートから登ってみました。集落を過ぎまして、県道を上り、登山道入口付近の空きスペースの方に駐車して、登山道伝いに仏石を目指して、途中では急斜面にそま道、肩幅程度ぐらいの道幅のところ、伝いロープがなかったり、切れかかっている場所では一応細心の注意を払って滑落しないように、気をつけて登りました。ピンクテープが枝木に取り付けてあり、それを目印に迷わないようにと思っておりましたが、テープが色落ちしたり、或いは風で飛ばされたようで見つからなかったりで、途中何度も迷いながらも、どうにか仏石まではたどり着くことができました。元井谷ルートも第1第2ルートも登ってみました。椎葉ルートと同様に、絶壁に近い難所、或いは目印のテープがない場所も多々あり、最初は迷いました。登山シーズンの2月前後ですけれども、一応30台程度のあと駐車場がございます。それも一応午前10時頃には、満車になるぐらいの登山客が当時ございました。鹿児島或いは宮崎など他県のナンバーも多く見かけました。登山者の方に話を伺うと、一応毎年、来られている個人、グループの方もおられました。ちょうどその時に、上四浦の水を詰めたペットボトルがございましたので、試飲のためお渡ししたところ一応飲んでみられて、おいしい水という大変好評でございました。村内のご高齢の方にも伺いますと、遠足で小学校から、椎葉ルートで登って行かれたそうです。地元住民の方が案内役をかって出てください、楽しいひとときを過ごされた様子でした。山頂からの眺めもすばらしくて、天気がよければ、海も見えたそうです。山頂までの一応東生の変化を見ながら、自然観察にもない森林浴で気分もリフレッシュできます。頂上まで上がれば、達成感に浸れます。私も一応フクジュソウは先立つ2月前後には何度か登った経験がございます。登山者の安心安全のためにも、登山道の整備が必要ではないかと思っております。五木村、山江村の境になりますので両村にお声掛けして、安全パトロール的に登山道を辿りながら、より安全な登山道を作るためにも、専門家の助言を得ながら、危険な箇所、新しいルートの新設も含めて、現地で確認されてはと思います。分岐点での行き先看板の更新、或いは注意喚起の看板の設置、枝木への新しいピンクリボンの取り付けなど、遭難事故防止に繋がると思います。村内に一応広範囲な観光地が少なく、山周辺を面として捉えたら、貴重な場所ではないかと思っております。登山道の整備に合わせました一応イベント、例えば、仰烏帽子の春のフクジュソウ祭りを、共同で開催することも仰烏帽子のフクジュソウを知ってもらえる良い機会になるのではないかと思っております。また、SNSでのイベント情報発信で、より多くの方々に来ていただけたら、賑わいの創設にもなると思います。お別れ遠足の候補地にも、よき思い出として、登山道整備後の仰烏帽子登山を挙げてもらえたらと思います。また最後の茶湯里の販売車を使いまして、地元特産品の物品販売を行って

地元にお金が落ちる仕組みもあればいいと思います。

○議長(永田博人議員) 6番議員。

{「はい。」と、6番議員。}

簡潔に要旨を説明してもらいますか。

○6番(坂田朋美議員) 一応、登山道の整備をされたらいかがでしょうかということ、  
すいません。

○議長(永田博人議員) 建設課長ですか。

○6番(坂田朋美議員) はい、よろしくお願いします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長。お答えします。仰烏帽子山の登山道につ  
きましては議員がおっしゃられたとおり、令和2年の豪雨災害、またその後の台風  
14号などかなりですね、登山口まで行く林道相良五木線が倒壊しております。まだ  
復旧までには時間がかかる様子ですね、実際、まだ、山江からも五木からもどのル  
ートからも、今、行けない状況です。相良村としてもですね、観光資源として、なか  
なか確認ができてない状況で、今の状態がどうなっているのかはわからない状況です。  
先ほど言われたとおり、登山道の整備につきましては、自然環境の保全とか、あと維  
持管理を考慮して実施する必要があります。また、それに伴い資材の購入、あとは運  
搬費、人件費などの費用も確保していく必要があります、簡単に登山道、どこをルート、  
行政がですね、整備するって言った場合には簡単にはできないと思います。地形とか、  
あとは安全面を考慮したルート選定。そういうもの、やっぱ専門的な知識もございま  
せんので、そういった専門的な知識のある方、民間の方のあたりにですね、やっぱり  
ご助言いただければ進められることはできないと思います。他の事例でいきます  
と、山岳の遺産基金あたりを活用した民間さん独自の登山道の整備、または登山道の  
整備プロジェクトなるものもあるようですので、私たち行政として、民間さんの力が  
どれだけ借りられるのか、そこら辺をですね、検討していく必要があると思います。  
それと、あと観光資源としての活用なんですけれども、村としてはまず現在進めてお  
ります観光事業として、また関係交流の人口拡大として、川辺川を中心とした魅力あ  
る地域資源を生かした取り組みも進めておりますので、今現在で観光事業としまして  
は、近年度中は、この川辺川を活かした事業に特化して進めていければと考えており  
ます。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、6番議員。

○6番(坂田朋美議員) すいません。県道相良五木線の全線開通予定の時期がわかれば、  
すいません。お願いいたします。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

- 建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。現在の予定といたしましては、令和9年度中を考えておりますが、全区間の竣工を、それぞれ竣工していかないと次の工区に、入れない状況になってますので、予定とすれば令和10年度に入り込む可能性も十分考えることはできます。以上でございます。

{「議長。」と、6番議員。}

- 議長(永田博人議員) 6番議員。  
○6番(坂田朋美議員) ありがとうございます。これで私からの質問を終わります。  
○議長(永田博人議員) ここで暫時休憩します。再開は、2時15分から再開したいと思います。

○

休憩 午後02時06分

再開 午後02時15分

○

- 議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に8番、黒木正照議員。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

- 8番(黒木正照議員) 8番です。最後ということになりました。私はですね、ごみ出しについてということで、1点のみ通告をしております。まず、1点目、ごみ収集場所の数、距離など、ごみ出しに関する相談状況について伺います。相良村においてはですね、ごみ収集については現在、燃えるごみが週に2回、燃えないごみが月に1回、資源ごみが月に2回というふうな回収状況になっているのではないかとこのように思っております。そういう中で、ごみ収集場所の数についてですが、村内にはいくつのですかね、収集場所があるのか。また、収集場所の数というのはですね、どのように決められているのか。その決め方について、行政区に住まわれている人数で決めておられるのかどうか。また、行政区自体のですね、広さ、そういうふうなほうで決めておられるのか。また特段のですね、違うルールといいますか、決め方があるのかどうかということで、まずは伺いたいというふうに思います。

- 議長(永田博人議員) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

- 保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長、お答えします。まず村内のごみ収集場所は、現在84ヶ所設置してあります。ごみ収集場所につきましては、地区ごとの話し合いにより設置され、地域の方で管理されておりますので、収集場所までの距離とかそういったものについても、地区の実情に応じて設置の方がされております。以上でございます。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

- 議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) 今、おっしゃいました84ヶ所、と数の決め方については、地域の方の申し出による数というふうに思ってよろしいんですかね。はい、距離によっても、その申し出によっておのずと決まってくるというふうなことのようにございますが。その地域によってはですね、ごみ収集場所までの距離ですね。これがかなり遠い家庭がございます。私の住んでおります地区でもですね、中尾地区、或いは小柏地区というところは、1キロ近くあるのではないかなというふうに思いますし、初神の中心部といいますか、そういう中においてもですね、500メートル近くあるところもあります。それに距離がありますとですね、元気な方がですね、家族の中におれば、問題ないわけですね。しかし、そういう方ばかりではありませんので、このごみ出しに関してかなりですね、負担を伴うというふうに思っております。そういうことでですね、2点目になりますが、村民の方からですね、収集場所の数84ヶ所と言われたけれども、その数とですね、距離の、私の地区では遠いところがあるというふうに言いましたけれども、距離等についてはですね、行政の方に何ら問い合わせがあっていないのかどうかということでお伺いをいたします。

○議長(永田博人議員) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平田智博君) ごみ出しに関する相談につきましては、最近では2件ございまして、内容としましては、いずれも高齢やけがによりごみ出しが困難となったケースになります。高齢とかけがによってごみ収集場までの距離が遠いということは1つあるかもしれません。その方たちに関しましては、個別の事情をお伺いしながら、対応の方をしております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○8番(黒木正照議員) 今、相談内容については、今言われましたとおりでしょう。個別の相談、個別によって対応を行っているということでございますが、その対応についてはですね、詳しくは聞きませんが、高齢者ですね、2番目に行きますけれども、高齢者、或いは要介護の方などですね。ごみ出しが困難な世帯の把握についてということで伺いますが、相談内容があった高齢によってとか、けが等でごみ出しができないというふうな相談もあったということでございますが、先ほどですね、収集場所の数、距離などの村民の方の相談内容について伺ったところですけども。私が見たところですね、片手に杖をつきながらですね、ゴミ袋を引きずって、運んでおられる方も見受けたことがございます。また一輪車等にですね、ゴミ袋を載せて、やっとの思いですね、一輪車こう、ふらつきながらもですね、ごみ収集場所まで運んでおられる光景を見受けたこともございます。国道、村道でありましたけれども、交通事故にですね、合わなければいいかなという思いをしながら、横を通ったということがございます。中にはですね、隣近所にごみ出しをですね、頼める方もおられるかもしれませんが。しかしながら、近所が、隣が遠くてですね、頼めることもできない方、

そういう方も実際にですね、おられるのではないかなというふうに想像もいたします。そういうことで、行政としてですね、そのようなごみ出しが困難と思われる世帯のですね。把握というものを、今までされたことがあるのかどうかということで、伺いをいたします。

○議長(永田博人議員) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長、お答えします。現在のところ、保健福祉課及び地域包括支援センターにおいて、ごみ出し困難世帯として一律に把握しているものはございません。ごみ出しの状況につきましては、身体状況や家族構成などにより、個別性が高いことから、相談があった際に、個別に状況を確認しながら対応しているところでございます。ただし、地域の見守り活動の中で相談があった場合には、保健福祉課などに繋いでいただくようにしていただいております。以上でございます。

{「はい。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) そういう把握は、別段今までしたことはないというふうなことで、相談があった場合に個別に対応しているということですがですね。私は今後の村づくりのためにもですね、これはやっぱり把握していく必要がですね、あるのではないかなというふうに考えますけれども。今後、そのような計画をしたいというふうな考えは出ないでしょうか。

○議長(永田博人議員) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長、お答えします。ごみ出しの問題につきましては、高齢化の進展に伴う地域課題の1つであると認識しておりますので、そういった困難な方の把握は今後、必要になってくるかなと考えております。以上でございます。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) すいません、ありがとうございます。やはり、近い将来必ず、必要になってくるんだろうというふうに私も思っておりますので、ありがたい答弁だなというふうに思っております。そこで3番目に入ります。今後ですね。行政として、ごみ出しが困難な世帯への対応についてということで、伺いますけれども。私たちもですね、いつか必ず、こういったごみ出しにかかわらずですね。苦勞する時がくるんだろうという思いの中で今日は質問をしておりますけれども。核家族が進みですね、高齢者の一人暮らし、或いは、2人暮らしが増えて、本当にこの、ごみ出しの困難な世帯が増えているというふうに痛感しております。そこで今後ですね、行政としてですけれども、そのようなごみ出しが困難な世帯に対してですね、先ほど対応考えていくというふうな、考えていく必要が出てくるというふうに返答いただきましたけれど

も、その対応ですね、どのようなことがですね、とれるのかなというふうに思うわけですが。急にではありませんけれどもですね、その対応の仕方、ということが可能かということで、考えられる範囲内ですね、お答えをいただければというふうに思います。

○議長(永田博人議員) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長、お答えします。ごみ出しが困難な世帯の対応についてということで、今考えられるのが福祉サービス、介護保険サービスなどの福祉サービスとして、訪問介護、ヘルパーさんを利用されている世帯では、ごみ出し支援が行われている場合もあります。それと併せまして、本村の高齢者等ふれあい訪問員事業や介護支援ボランティアなども、要件に応じては、活用の可能性もございますので、今後も個別の事情を丁寧にお伺いしながら、利用できる制度の案内を含め適切に対応して参ります。以上でございます。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) あのですね、現在の状況についてという中で、高齢化社会、或いは、核家族化のですね、進展に伴い、高齢者のみの世帯が、増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例が生じ、この傾向は今後、数十年にわたり続くと見込まれ、全国の地方公共団体において、従来の廃棄物処理体制から、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制に、シフトしていく必要性が生じているというふうに言われております。そのようなことからですね、私は、今回、横浜市、或いは、熊本市などで実施されております。ごみをですね、収集場所まで出すことが困難な方に対して支援する、玄関前までですね、収集に伺う、ふれあい収集となるものですね、導入を検討していただけないものかというふうな提案をですね、させていただきたいというふうに思っております。当然、支援対象者の要件などですね。決めながら進めていかなければなりませんけれども、熊本市においてのですね、要件としては、要介護1から5の方、また、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方。精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方。また療育手帳Aの交付を受けている方。上記に該当しないけれども、加齢や疾病等により収集所まで出すことが困難と認められる方とされておまして、また横浜市においてはですね、ごみを持ち出すことができない65歳以上の方というふうなことも載っておったところですよ。令和3年1月時点でですね、全国の自治体の34.8%で高齢者ごみ出し支援制度というものがですね、導入されているという資料も見たと所であります。国においてもですね、すでに、このことについては動いておまして、総務省の補助としてですね、必要な経費の50%が特別交付税の算定対象とのことで、地方交付税としてですね、交付されるということのようでございます。また希望者についてはですね、収集時の安否確認

も行われているという自治体もあっております。本当にですね、素晴らしい事業になるのではないかなというふうに思っておりますが。ちなみに横浜市では、もうすでに22年前になると思いますけれども、平成16年から取り組まれているようでございまして、これほどですね、長い期間続いているということは、住民にとってですね、なくてはならない事業にすでになっているのではないかなというふうに考えます。昨日の人吉新聞に2月1日時点での推計人口調査の結果が掲載をされておりました。人口減少率がですね、人吉球磨10市町村で、相良村は錦町の次に少ない2番目ということ、県内45市町村では16番目ということになっておりました。要因としてはですね、考えてみますと、村長ですね、就任されて以来、多くの施策がですね、大きく寄与してるんだろうというふうに私は考えております。今後も、福祉政策を含めたですね、人口減少抑制に努めてもらって、やさしい村づくりのため村民すべてが住みやすい村づくりのためにですね。今、提案いたしました、ごみ出しふれあい収集の検討、導入ができないかということで提案をさせていただきますので、検討をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。これは村長お願いします。

{「はい。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、ごみ出しの箇所は84ヶ所とありましたが、従来、前は50何ヶ所かな、徐々に増えてきまして、大体集落に1ヶ所だったんですよ。ですけども、不便だ不便だと言って、個数が増えたんですが、個数増える分、委託料、業者に払う委託料が増え、1ヶ所増える分増えていくと。それは経費の問題ですが。それと、もう運べない人は、1キロであろうと10メートルであろうと運べない人は運べないもんですから、今、横浜市で事例が16年ぐらい続いているということですので、結果的には、それはボランティアじゃないでしょうから有料でしょうから、どういうふうな経費でやっているのか、それは係の方で調べさせてですね。それが、どういうふうになるかをちょっと検討させていただくということが一番じゃなからうかと思っております。ごみについても、ごみ出す人がごみを処分しなければなりません、なかなかごみも多くなりますので、それをどういうふうにやっていくか、今からの問題ではあります、今、前例等を質問されましたので検討をしていくということでやっていきたいと。それと現在ごみ出されないところのですね、ふれあい訪問で2ヶ所は、ふれあい訪問の方がごみを出していただいているところが2ヶ所あります。これはやはりふれあい訪問に該当される方で、初神、今度はボランティアもおられまして、初神地区に2人かな、2人おられますが、そのボランティアの方に頼まれるかなあ、或いはその人がされるかなと思いますので、それは、どういう方が該当されるか、係の方に聞いていただければと思いますけども、そういうことでまず、段階的にやっていって、各家庭を訪問するということは時間的にも長くかかりますし、広域組合の方に持っていくのか、いつ持っていくのかどういふふうになっていくのかまた変わってきます

すので、そういうのも総体的に含めて検討させていただければと思います。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

{「はい。」と、8番議員。}

○8番(黒木正照議員) 当然ですね、ふれあい収集ってのは、申し込みされたところを行政の方が判断されて、ここは該当するなというふうな判断のもと、玄関まで取り行って、見守り等も兼ねて行っているというところが多いようです。それはボランティアではなくて、行政の方が行って、当然収集については無料だということのようでございますし、先ほど言いました、特別交付税の算定にも入っているということでございますので、前向きな検討をするというような答弁をいただきましたので、今後村長の動きにですね、期待をしながら注視していかせていただきたいというふうに思います。そこで期待をしながら、次の4番目に入らせていただきます。生ごみ処理機設置事業補助金の状況についてということ伺います。この生ごみ処理機についてはですね、ごみの量が最大、機械によると思いますけれども、10分の1になると。また、ごみ捨ての回数が減ると。臭いが少なくなるもしくは、臭いがなくなる。ごみ袋の節約にもなると。環境にもやさしいということなどですね、多くのメリットが言われております。そこで相良村のですね、補助金の額と補助件数についてですね、今の現状をお伺いしたいというふうに思います。

○議長(永田博人議員) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長、お答えします。まず補助要件ですが、補助につきましては、生ごみ処理機1台につき3分の1以内の補助で、上限額が1万円となっております。1世帯に1台が要件となっております。あと、申請件数につきましては、令和2年度が1件、令和3年から6年度は0件でございます。令和7年度、今年度は3件となっております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

{「はい。」と、8番議員。}

○8番(黒木正照議員) ありがとうございます。そういう中で件数がですね、トータルしても4件。もう非常に少ない件数でして、いろんな、先ほど言ったメリットを考えた場合ですね、もっと普及に向けた啓発活動が必要なのかなというふうに思いますので、今、現在のですね、周知方法ですね、こういった補助金がありますよと言った方の周知の方法はどのようにされているのかということで、お伺いをいたします。

○議長(永田博人議員) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長、お答えします。これまで本補助制度に特化した広報等は行っておりませんでした。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

{「はい。」と、8番議員。}

○8番(黒木正照議員) 周知がなされていなかったことによるのですね、この件数が少なかった原因かかなというふうに今思うところですが。やはり、金額にしてもですね。もう、このように物価高といいますか、もう品物がほんとに上がっております。そういう中で、この補助金にしてもですね、ちょっと考えていただいて、周知の方法もですね、していただいて、この環境が良くなり、環境のですね、やさしい村づくりのためにもですね、進めていっていただきたいというふうに思いますので、今後、検討を要望してですね、私の今日の一般質問を終わります。

○

○議長(永田博人議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。どうもお疲れ様でした。

○

散会 午後02時41分